

# 大橋川沿川の景観形成に関する整備方針（案）

## 基礎資料編

平成20年10月2日

景観専門委員会

## 目次

1. 河川景観整備の法令・関連計画等	1
2. 主な意見と景観整備の方向性の整理	7
3. 堤防形状の基本パターン	15
4. 護岸・水際の景観デザイン	29
4.1 景観素材	29
4.2 部位別デザイン方針	32

1. 河川景観整備の法令・関連計画等

大橋川沿川の景観の形成に関連する法律・条例等として、以下のものが挙げられる。大橋川の位置づけや景観形成に関連する記載があるものと、大橋川に関連する具体的な記載はないが、今後の景観形成の過程において適宜参考とすべきものがある。

表1 大橋川沿川の景観形成に関連する法律・条例等

【法律・条例】

No.	名称	概要	大橋川に関連する記載 <small>(注)</small>
①	景観緑三法（平成16年6月制定） （景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）	我が国で初めての景観についての総合的な法律である『景観法』が新たに制定されるとともに、その施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備や都市緑地保全法等の一部が改正された。	—
②	ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年12月制定）	景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めた条例	—
③	松江市都市景観条例（平成6年9月制定）	魅力ある景観の保全と創造に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成施策を推進する上で必要な事項を定めた条例	—

表2 大橋川沿川の景観形成に関連する法律・条例等

【関連計画等】

No.	名称	概要	大橋川に関連する記載 <small>(注)</small>
④	島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン（平成5年度 島根県）	ふるさと島根の景観づくり条例の規定に基づき策定された「公共事業等景観形成指針」について、わかりやすく解説したもの	有
⑤	しまね景観色彩ガイドライン（平成12年度 島根県）	ふるさと島根の景観づくり条例に基づき、景観を守り育むための色彩指針となるガイドライン。	—
⑥	松江市景観形成基本計画（平成7年3月 松江市）	松江市都市景観条例に基づき、松江市の景観形成を総合的・計画的に推進するために策定したもの。	有
⑦	第五次松江市総合計画（平成13年10月 松江市）	将来の発展を見据えた向こう10年間の松江市の都市づくりを進めていくにあたっての基本計画として制定されたもの。	有
⑧	松江市都市マスタープラン（平成8年3月 松江市）	都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）として、21世紀の松江市の将来像の具体化に向けた土地利用の基本方針を定めたもの。	有
⑨	松江市緑の基本計画 松江城周辺緑化重点地区緑化計画（平成12年3月 松江市）	都市公園の整備や緑地の保全、公共公益施設の緑化等、緑地の創出、保全に関わる施策や整備目標を総合的に定めた計画。	有
⑩	松江市中心市街地活性化基本計画（平成14年3月 松江市）	全国に先駆けて平成10年に策定された同計画の改訂版。	有
⑪	松江市新市まちづくり計画（平成16年2月 松江・八束合併協議会）	松江・八束8市町村による広域合併後の新「松江市」のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、8市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の充実を図ることを趣旨として策定された計画。	有

(注) 大橋川に関連する記載の有無  
 有：大橋川の位置づけや景観形成に関連する記載があり、参考とするもの  
 —：大橋川に関連する具体的な記載はないが、今後の景観形成の過程において適宜参考とすべきもの

(1)各法律・条例等からみた景観形成に関する事項の抽出

各法律・条例・関連計画内の記載事項から景観形成の基本的な考え方に係わると考えられる事項を整理した。

表3 各法律・条例・関連計画から整理された景観形成の基本的な考え方に通ずる事項

景観形成の基本的な考え方に係わると考えられるキーセンテンス	
大橋川 の 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(松江地域の) 景観要素 (④)</li> <li>・地域景観を特徴付ける要素としての「大橋川中州に広がる穏やかな田園」(④)</li> <li>・宍道湖・中海・大橋川・堀川の映し出す情景は、新市の象徴的な財産であり、かけがえのない観光資源 (⑪)</li> </ul>
水辺 景観の 形成に 関する 方向性 や課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート護岸など無機質で親しみに欠けるものがあり、地域特性を活かした親水性への配慮などが必要 (⑥)</li> <li>・広告物などによる景観の乱れ (⑥)</li> <li>・奥行きのある河川眺望を得るために、周辺との調和や地域の歴史・文化に配慮した橋梁整備が求められる (⑥)</li> <li>・「水の都」松江を演出する水辺の護岸整備などにあたっては、極力自然石などの活用に努め、うるおいのある景観形成を図る (⑥)</li> <li>・水辺の夜景を楽しめる視点場の整備 (⑥)</li> <li>・うるおいとやすらぎが感じられるような水辺景観の整備を図る (⑨)</li> <li>・宍道湖、中海、大橋川、朝酌川等の比較的大きな河川では、親水性と自然環境に配慮した河川緑化を推進する (⑨)</li> <li>・できる限り平面的なコンクリート護岸から、生態系に優しく、景観に優れ、水質浄化に繋がる自然護岸への転換 (⑩)</li> <li>・(宍道湖・中海・大橋川・堀川)の景観を守ることはもちろん、市民の身近な憩いの場として整備されることが望まれる (⑪)</li> </ul>
市(県) 全体 の 景観 形成 の 方向 性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、暮らしや地域の発展との調和を図りながら次世代に引き継いでいく責務」、「優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を構築」(④)</li> <li>・「自然と人々の営みが調和した景観づくり」、「歴史と伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり」(④)</li> <li>・自然景観や歴史・文化的景観を保全、活用し、優れた個性を有する都市の創造に努める (⑦)</li> <li>・水と水辺の利用による多様な水域における親水性の向上と魅力的な景観創出 (⑦)</li> </ul>

(注) 文言の後ろの○数字は、資-1 頁 表 1, 表 2 の関連計画 NO.に対応する。

表4 (参考表) 各法律・条例・関連計画から整理されたまちづくりと一体となった景観形成に通ずる事項

まちづくりと一体となった景観形成に通ずる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり」、「秩序ある調和のとれた町並みづくり」(④)</li> <li>・「松江の自然や歴史と調和した潤いと安らぎのある生活環境づくり」、「県都松江としての活力と魅力あふれる都市づくり」、「松江らしさに誇りと愛着をもった地域づくり」(⑥)</li> <li>・「水と緑と伝統にまつられた活力ある県都をめざして」(⑥)</li> <li>・(大橋川は) 開けた河川空間として、まちにゆとりと潤い、松江らしい美しさをもたらす水と緑の骨格軸になっている (⑥)</li> <li>・大小さまざまな橋は、開けた眺望を得る場所として水郷水都を印象づけている (⑥)</li> <li>・快適な自転車・歩行者空間としての沿川道路の整備 (⑥)</li> <li>・水上交通などの積極的な水の利用 (⑥)</li> <li>・水上遊覧の基地として、その整備の推進に努める (⑥)</li> <li>・市街地の河川整備を進め、市民や観光客が親しめる水辺の形成に努める (⑦)</li> <li>・水辺を交通路として活用することによる観光客の利便性の向上 (⑦)</li> <li>・水上スポーツ振興事業、大橋川ポートローイングの充実を図る (⑦)</li> <li>・水郷水都のまちづくり (⑧)</li> <li>・水と緑が織り成す「艶やかな水苑の都」(⑨)</li> <li>・(朝酌川合流点付近を) 自然を観察できる場として保全・整備する (⑨)</li> <li>・大橋川の生態を観察できる自然生態圏の整備を図る (⑨)</li> <li>・水面による緑の骨格としては、宍道湖及び中海と、それを結ぶ大橋川が位置づけられる (⑨)</li> <li>・市の特色である水と緑、歴史、自然、人、文化に培われた松江の「まち」を再現、強調していくことが必要 (⑩)</li> <li>・松江市の培ってきた歴史、文化、宍道湖・大橋川・堀川などによる水や城山に代表される緑を有機的に連携していく必要がある (⑩)</li> <li>・宍道湖、中海、日本海などの水と緑に包まれた美しい自然環境の保全、歴史的な街並みの継承、魅力あふれる景観の創出に一層努める必要がある (⑪)</li> <li>・潤いと豊かさのあふれるまちづくり (⑪)</li> <li>・市民に潤いと安らぎを与える水辺空間、親水施設の整備を図る (⑪)</li> <li>・生態系や地域の歴史、自然、文化などに配慮するとともに、人に優しい川づくりを目指す (⑪)</li> </ul>
------------------------	---



## (2)各法律・条例等の概要

以降に、各法律・条例等の概要を示す。

### 1)法律・条例

#### ①景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）（平成16年6月公布）

<概要>

「景観緑三法」は、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律から構成される。景観法は、我が国で初めての景観についての総合的な法律で、景観形成の基本理念や景観形成のための制度を位置づけたものである。また、その施行に伴い、一体的な効果が図れるようにするため、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備や都市緑地保全法等の一部が改正された。

これにより、法的規制力にもとづく景観条例の制定や景観計画の策定が可能となった。また、市街化調整区域の農振農用地区域や都市計画区域外の田園地帯に対しても景観法制の適用が可能となったほか、都市緑地法の制定によって、都市の緑に関する総合的な法制度ができた。さらに、本法律は景観形成のための市民活動等に対して評価、奨励・支援する立場をとっているのも大きな特徴である。

<大橋川周辺に関する事項>

大橋川に関する記載はないが、景観形成に関する基本法であり、事業の際も遵守する必要がある。また、景観重要構造物に対する税制優遇措置などもあり、有効に活用できる可能性がある。

#### ②ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年12月制定）

<概要>

この条例は、景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性が活かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、もって県民にとり誇りと愛着の持てる県土の実現に資することを目的とする。

本条例では、県知事は景観形成地域を指定し（指定の際は島根県景観審議会、関係各市町村長の意見聴取が必要）、指定された地域内での形状の変更行為等に対し、指導、勧告等を行うことができると定めている。なお、現時点で指定されている景観形成地域は「宍道湖景観形成地域」1地域となっている。

<大橋川周辺に関する事項>

大橋川に限定するような事項はないが、この条例をもとに作成されている「島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン」を活用していくことが考えられる。

#### ③松江市都市景観条例（平成6年9月制定）

<概要>

魅力ある景観の保全と創造に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、個性豊かで潤いのある景観を守り、開発と保全との調和のとれた、快適で魅力ある松江市のまちづくりに寄与することを目的とする。

<大橋川周辺に関する事項>

大橋川に限定するような事項はないが、この条例をもとに作成されている「松江市景観形成基本計画」を活用していくことが考えられる。

### 2)関連計画

#### ④島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン（平成5年度 島根県）

<概要>

「ふるさと島根の景観づくり条例」の規定に基づき策定された「公共事業等景観形成指針」の内容について、公共事業等に携わる実務担当者向けに、景観形成に配慮した事業を適切に実施できるようわかりやすく解説したものである。

##### ●景観づくりの基本理念

- ・先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、暮らしや地域の発展との調和を図りながら次世代に引き継いでいく責務
- ・優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を構築

##### ●意義

- ・心の豊かさを育む快適な生活環境づくり
- ・魅力と活力にあふれた地域づくり
- ・誇りと愛着の持てる県土づくり

##### ●基本的方向

- ・自然と人々の営みが調和した景観づくり
- ・歴史と伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり
- ・ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり
- ・秩序ある調和のとれた町並みづくり

<大橋川周辺に関する事項>

松江地域における景観形成方針の個別方針として「宍道湖・中海を背景に展開する都市部における、潤いある市街地景観の形成をはかる」や「個々の特徴的な景観資源を保全する」ことが挙げられている。

また、「景観要素」として「大橋川」が、また、「地域景観を特徴付ける要素」として「大橋川中州に広がる穏やかな田園」が挙げられている。

#### ⑤しまね景観色彩ガイドライン（平成12年度 島根県）

<概要>

「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、景観を守り育むための色彩指針となるガイドライン。このガイドラインは、各地域の景観的特徴を生かし、施設の種類毎にそれぞれの部位に適した色彩を提案し、色彩設計の考え方を示している。

<大橋川周辺に関する事項>

大橋川に限定した記載はないものの、今後のデザインにおいて参考とすべきものである。

P2 表3でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字

P2 表4「参考表」内で抽出した事項：青字

⑥松江市景観形成基本計画（平成7年3月 松江市）

<概要>

「松江市都市景観条例」（平成6年9月制定）に基づき、松江市の景観形成を総合的・計画的に推進するために策定したものの。市民・事業者・市の三者が一体となって優れた都市景観を形成するために、目指すべき基本的方向を示すとともに、条例に基づく地域指定等の制度やその他必要な施策を体系化し、方向づけを行うことにより、景観形成に取り組む際のガイドプランとしての役割を担うことを目的としている。

●基本方針

- ・松江の自然や歴史と調和した潤いと安らぎのある生活環境づくり
- ・県都松江としての活力と魅力あふれる都市づくり
- ・松江らしさに誇りと愛着をもった地域づくり

●テーマ

『水と緑と伝統につつまれた活力ある県都をめざして』

●景観形成の6つの柱

- 景観形成地域の指定による景観形成（「穴道湖景観形成地域」を除く全市域が対象）
- 大規模行為における景観形成
- 重要建築物等の指定による景観形成
- 市民等の景観形成活動
- 公共事業等の景観形成
- 援助および啓発等による景観形成

<大橋川周辺に関する事項>

●地区景観

市民が水に親しめる場として、その地区の風物詩（花火大会・レガッタ等）を継承・発展させる施設の整備を進める。

●田園景観

農地の有効利用を図るとともに生産性向上に務め、松江ならではの田園景観の形成を図る。また、放置田畑については、市民への賃借利用増進制度等の導入や市民農園などとして活用する。

●河川軸景観

景観特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開けた河川空間として、まちにゆとりと潤い、松江らしい美しさをもたらす水と緑の骨格軸になっている。</li> <li>・大小さまざまな橋は、開けた眺望を得る場所として水郷水都を印象づけている。</li> </ul>
景観形成上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート護岸など無機質で親しみに欠けるものがあり、地域特性を活かした親水性への配慮などが必要。</li> <li>・松江最大の河川軸である大橋川は、快適な自転車・歩行者空間としての沿川道路の整備が求められ、また、川岸の眺めは、広告物などによる景観の乱れがある。</li> <li>・奥行きのある河川眺望を得るために、周辺との調和や地域の歴史・文化に配慮した橋梁整備が求められる。</li> <li>・水上レジャーや水上交通など積極的な水の利用が望まれる。</li> </ul>
景観形成方針・施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水の都」松江を演出する水辺の護岸整備などにあたっては、極力自然石などの活用に努め、うるおいのある景観形成を図る。</li> <li>・周辺景観に調和する橋梁の保全を図るとともに新設等にあたっては、眺望や地域の歴史・文化などに配慮した整備を努める。</li> <li>・治水事業が進行中である大橋川は、穴道湖・中海を結ぶ水上交通の利便性やスケールの大きい河川・水辺景観を楽しめる水上遊覧の基地として、その整備の推進に努める。</li> <li>・水辺に映える照明の神秘性など情景演出を醸し出すスポット照明などの設置に工夫を行い、水辺の夜景を楽しめる視点場の整備に努める。</li> </ul>
情景要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水郷水都のまちづくり穴道湖・大橋川の夜景（水に浮かぶ夜の都市景観）</li> <li>・その他情景…ホーランエンヤ、鑿行列</li> </ul>

⑦第五次松江市総合計画（平成13年10月 松江市）

<概要>

21世紀を迎え松江市を取り囲む様々な状況が大きく変わりつつある中で、昭和40年（1965年）に制定された「松江市民憲章」にうたわれた精神を受け継ぎ、将来の発展を見据えた向こう10年間の都市づくりを進めていくにあたっての基本計画として制定された。全国に誇るべき風格ある水郷都市としての「松江らしさ」を計画の基本的視点として重視している。

●基本理念

『快適で美しい都市』～心豊かな暮らしと活力ある交流を目指して～

●将来都市像

- ・住みたい 住みつけたいまち
- ・人をひきつけるまち
- ・かづよいまち
- ・人をはぐくむ文化のかおり高いまち

●政策の大綱

- ・安全、安心で快適な生活環境を整える
- ・だれもが健やかで生きがいのもてる社会をつくる
- ・交流をうむ高度で魅力ある都市をつくる
- ・新時代を支える活力ある産業を育てる
- ・豊かで潤いのある心と文化を育む
- ・ともに力をあわせて進む

<大橋川周辺に関する事項>

生活環境	基本構想	・穴道湖の水辺を活かした環境づくりを進め、公園整備や緑化推進を行う。
	基本計画	・穴道湖・大橋川が水辺に親しむ場や水上スポーツの場として活用できるように水辺を活かした環境整備に積極的に取り組む。 ・市街地の河川整備を進め、市民や観光客が親しめる水辺の形成に努める。
中心市街地整備	基本構想	・中心市街地再生のため各拠点地区の機能分担や特性に留意した整備を行う。
	基本計画	・中心市街地の利用者を明確にして、生活支援商業地あるいは観光商業地として特色作りを推進する。 ・歩道改良や電線地中化など歩行環境の整備を進め、歩いて生活し、楽しめるまちづくりを進める。
	主要事業	・寺町地区コミュニティ地区形成事業 ・寺町地区街なみ環境整備事業
景観形成	基本構想	・自然景観や歴史・文化的景観を保全、活用し、優れた個性を有する都市の創造に努める。 ・伝統美観地区の拡大と景観形成地域の指定により、特色ある地域景観の形成を図る。
	基本計画	・市街地街路の電線地中化、緑地の創出・保全、公共施設緑化など、緑のネットワーク化の推進によって都市景観の向上を図る。 ・市民・事業者・行政が一体となった景観形成に努める。
	主要事業	・都市デザイン推進事業
環境保全	基本構想	・自然環境の保全、動植物など生態系の保護に努める。
	基本計画	・穴道湖・中海・多数の河川の良い水質の保全や生態系の保全に努める。 ・開発にあたっては、自然に配慮し、環境アセスメントの実施など、豊かな自然環境と生態系の保全に努める。
水質の保全	基本構想	・穴道湖・中海の水質改善に向け、県の湖沼水質保全計画との整合性保持 ・流域自治体と協力体制を強化し、適切な施策を実施
	基本計画	・広域連携の推進
総合交通体系整備	基本構想	・高速道路や国道・県道等の広域的な幹線の整備促進 ・市内の幹線道路網の整備 ・総合的な道路体系の構築（広域幹線と市内の幹線道路網の良好な接続）
	基本計画	・地域高規格道路境港出雲道路（松江第五大橋道路を含む）等の早期整備 ・市内各地域間の移動をスムーズにするため内循環等の幹線道路の整備
	主要事業	・松江第五大橋道路 ・都市計画道路 小浜堂の前線
観光都市	基本構想	・歴史と文化の活用により、歩いて楽しい観光地づくりをめざす。
	基本計画	・水と水辺の利用による多様な水辺における親水性の向上と魅力的な景観創出 ・水辺を交通路として活用することによる観光客の利便性の向上
スポーツ・レジャー	基本構想	・市民が日常的にスポーツに親しめるように、環境や施設の整備を行う。
	基本計画	・水上スポーツ振興事業、大橋川ボートローイングの充実を図る。

P2 表3でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字

P2 表4「参考表」内で抽出した事項：青字



⑧松江市都市マスタープラン(平成8年3月 松江市)

<概要>

松江市の都市づくりの具体的なビジョンを確立し、地域の整備課題、整備方針、都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画等をきめ細かく、総合的に定めるもの。

●基本方針

- ・松江らしさを追求する、回復する
- ・時代の変化に対応し、自己更新する
- ・新しさへチャレンジする、創造する
- ・都市内の循環を活発にする、健康にする
- ・都市外との交流を強くする

●将来都市像 『艶やかな水苑の都』

- ・成熟した大人の美しさを持つ都市
- ・ヒューマンスケール感の残る都市
- ・自立した都市
- ・安らぎを与える都市
- ・個性と活力を備えた都市

<大橋川周辺に関する事項>

「都心賑わい回復プロジェクト」において、水上交通の整備や水郷水都のまちづくり等が挙げられている。また、治水対策として、大橋川改修事業が挙げられている。

本プランにおいては、都市政策の基本理念を具体的に展開するための4つの都市軸を設定し、それぞれに統一した特色・イメージを与え、松江らしさの保全と回復、創造を図ることがうたわれている。

ア. 位置づけ

- ・中心市街地エリアが4つの都市軸の要
- ・沿川地域に関わる特に大きな軸

湖畔アメニティ保全軸	松江温泉—宍道湖大橋—県立美術館—嫁島・袖師—乃木
自然と文化の創造軸	宍道湖—白潟本町・寺町—松江駅—東津田町—中州—中海

イ. 土地利用の誘導方向

商業系および業務系用途については、JR 松江駅から県庁周辺にかけての集積をさらに伸ばしながら、大橋川の改修計画に合わせ、中州エリアに新しい機能の集積を促すことを検討する。

ウ. 整備拠点

都市拠点	城山・殿町・京店・灘町・寺町を経て松江駅前、駅東に至る広いエリアの中で特に、松江市の顔である駅前を都心の核として育成
産業拠点	松江港地区

エ. 主なプロジェクト

歩行者とオープンスペースの都心整備プログラム
・京店周辺活性化事業
・寺町地区再生計画
寺社等の歴史資産を活かしたまちづくり
・寺町地区再生計画
市内環状交通網の整備推進
・総合交通体系調査
堀川とふれあい、防災性を高める
・宍道湖・堀川水系の空間利用に関する調査研究
・水郷水都のまちづくり
・水辺環境整備事業
・治水対策（大橋川改修事業）
橋の市内全域リフレッシュ、ランドマーク化
・橋デザイン会議・橋梁景観ガイドライン
山陰の中核となる卸・運送機能強化
・FAZ（輸入促進地域：Foreign Access Zone）
・松江港周辺工業用地

⑨松江市緑の基本計画 松江城周辺緑化重点地区緑化計画(平成12年3月 松江市)

<概要>

生活の豊かさを実感できる緑あふれた都市の形成を目指して、都市公園の整備や緑地の保全、公共施設緑化等、緑地の創出、保全に関わる施策や整備目標を総合的に定めた計画。

●基本理念

松江市における緑の意義

- ・安全性と快適性を確保する必要不可欠なオープンスペース
- ・定住化促進の起爆剤
- ・水都松江（全市が一つの庭園）を演出する重要な環境装置
- ・自然的環境は出雲人のライフスタイルの基盤

●緑の将来像

水と緑が織り成す「艶やかな水苑の都」

●基本方針

- ・緑の核をつくる
- ・緑の軸をつくる
- ・緑の街並みをつくる
- ・緑の輪を広げる

<大橋川周辺に関する事項>

施策として大橋川沿いの緑化が挙げられている。また、緑地の配置の方針として、大橋川沿いをうるおいとやすらぎが感じられるような水辺景観の整備を図るとしている。さらに、大橋川を「水面による緑の骨格」として位置付けたうえで、朝酌川合流点付近を「河川改修と調整を図りながら、水都松江の象徴的自然環境として、また、自然を観察できる場として保全・整備する」などとしている。

- ・大橋川の生態を観察できる自然生態圏の整備を図る。
- ・大橋川、天神川に挟まれた市街地は、地震災害時に孤立化する恐れがあり、防災公園の機能を有する公園の整備を図る。
- ・松江市の特徴的景観としては、宍道湖・中海・大橋川・堀川等の水辺景観であり、うるおいとやすらぎが感じられるような水辺景観の整備を図る。
- ・水面による緑の骨格としては、宍道湖及び中海と、それを結ぶ大橋川が位置づけられる。
- ・宍道湖、中海、大橋川、朝酌川等の比較的大きな河川では、親水性と自然環境に配慮した河川緑化を推進する。

P.2 表3でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字

P.2 表4「参考表」内で抽出した事項：青字

⑩松江市中心市街地活性化基本計画（平成 14 年3月 松江市）

<概要>

平成 10 年に策定された同計画の改訂版であり「都市機能の拡充と交通体系の再編」という基本方針と都市機能の拡充、商業機能の再編、交通機能の再編という3つの戦略に即した内容となっている。

●基本方針 都市機能拡充と交通体系の再編

都市機能の拡充（人が集まる仕掛けづくり）	商業機能の再編（商業地毎の特色づくり）	交通機能の再編（市街地移動の改善）
①一体整備による面的拠点地区づくり	①商業機能の特化・適正配置	①交通アクセスの改善（多様化）
②複合的集客システム、施設の構築	②商業活性化軸の構築と強化	②交通手段の分散（車→公共交通→歩き）
③アミューズメント性の充実	③広域商業の推進と圏域拡大	③交流人口拡大への支援

●中心市街地の目標

- ・複合的都市機能の拡充
- ・公共交通の充実と歩いて生活できるまちづくり

<大橋川周辺に関する事項>

●まちづくり関連

- ・松江の知名度向上のため、市の特色である水と緑、歴史、自然、人、文化に培われた松江の「まち」を再現、強調していくことが必要。
- ・松江市の培ってきた歴史、文化、宍道湖・大橋川・堀川などによる水や城山に代表される緑を有機的に連携していく必要がある。
- ・重点地区事業（松江駅前地区）の見直し…「大橋川改修事業を視野に入れた地域対策」を追加。

●景観関連

- ・まち明かり事業計画に基づき、松江らしい町の明かりを演出するもの。夜の繁華街の照明対策、大橋などの良好な観光資源のライトアップ等。

●環境関連

- ・「リサイクル都市日本一」構想において、貴重な汽水域を中心とした「水環境」は重要なキーワード。
- ・「水の都」と呼ばれる所以の水の恵みを、利用するだけでなく、守る、あるいは改善・再生させる責任もあるという強力な意識と施策が必要。
- ・宍道湖・中海・市内の掘割の水と周辺の緑の活用による、快適な熱環境の実現。
- ・水と緑を活かした中心市街地の形成。都市河川においても、できる限り平面的なコンクリート護岸から、生態系に優しく、景観に優れ、水質浄化に繋がる自然護岸への転換。

●交通関連

- ・中心市街地を南北に分ける大橋川は、川幅が最狭地点で約 120m あるため、南北移動には 4 つの橋のいずれかを通らなければならないが、交通渋滞が頻繁に発生していることから、まちづくりを行う上で大いに考慮する必要がある。
- ・宍道湖を介した水上交通の開拓の検討、および堀川遊覧の一層の充実。

⑪松江市新市まちづくり計画（平成 16 年2月 松江・八束合併協議会）

<概要>

松江・八束8市町村による広域合併後の新「松江市」のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、8市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の充実を図ることを趣旨として策定された計画。

新市の将来像	山陰をリードする経済・生活・文化中核都市
--------	----------------------

●まちづくりの基本理念

- 【生活環境都市】住民が健康で快適に生き生きと暮らせるまちづくり
- 【産業交流都市】産業の活力向上を図り若者が定住する魅力あるまちづくり
- 【教育文化都市】地域文化を守り創ると共に豊かな人材を育てるまちづくり

●まちづくりの基本理念を実現するための施策展開

- 1) 山陰の中核にふさわしい 都市基盤整備
- 2) 自然と調和し、住民に快適な 生活環境の整備
- 3) 心豊かなひとづくりを目指す 教育文化の振興
- 4) 健康で安心な暮らしができる 保健医療と福祉の充実
- 5) 地域の特性と資源を活かした 産業の振興

<大橋川周辺に関する事項>

●市街地整備

- ・大橋川が介在する南北の既存市街地を核とした拠点市街地の形成が必要。
- ・市街地間を結ぶアクセス道路の整備および公共交通機関の再編・拡充が求められている。

●魅力ある景観形成

- ・宍道湖、中海、日本海などの水と緑に包まれた美しい自然環境の保全、歴史的な街並みの継承、魅力あふれる景観の創出に一層努める必要がある。
- ・景観形成に関する条例を策定し、潤いと豊かさのあふれるまちづくりを行う。
- ・新市の景観条例に基づき、景観形成上重要な地域や建築物などを指定できるように努める。
- ・まちづくりへの積極的な市民参加を促進する。

●河川・水辺周辺等の整備と保全

- ・宍道湖・中海・大橋川・堀川の映し出す情景は、新市の象徴的な財産であり、かけがえのない観光資源として、その景観を守ることはもちろん、市民の身近な憩いの場として整備されることが望まれる。
- ・市民に潤いと安らぎを与える水辺空間、親水施設の整備を図る。
- ・生態系や地域の歴史、自然、文化などに配慮するとともに、人に優しい川づくりを目指す。

P2 表3でキーセンテンスとして抽出した事項：赤字

P2 表4「参考表」内で抽出した事項：青字

2. 主な意見と景観整備の方向性の整理

①<上流部：北岸> 松江大橋～新大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ラフカディオ・ハーンが愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</li> <li>■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</li> <li>■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</li> </ul>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状に近い石積み（地域産材の活用も考慮）を基本とする。</li> <li>・北岸は石積み護岸を重視する。</li> <li>・石張り（地域産材）+土羽・植生（H.W.L以上）を基本とする。</li> <li>・現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的に見えない又は隠す工夫を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* パラペットの可動化（浮力堤）</li> <li>* パラペットの可視化（畳堤等）</li> <li>* パラペット前面への盛土及びつる性植物による被覆</li> </ul> </li> <li>・パラペットを可動式にできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★護岸については、<u>現状の石積みの風景を復元</u>することを考えていく。</li> <li>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせによる新たな景観の創出</u>についても考えていく。</li> <li>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的な問題等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。（可動化及び可視化については、今後検討していく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況の継承（現状の石積み景観の継承）</li> <li>・ 新たな景観（石や緑による新たな景観の創出）</li> </ul> </li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> <li>● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の水底が見える浅場を確保する。</li> <li>・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。</li> <li>・緩い勾配の石張り（漁場：玉石φ500～700）+木杭とする。</li> <li>・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。</li> <li>・しじみ採集ができる場所。</li> <li>・昔から残されている両岸の浅場は保全する。（平場は設けない）</li> <li>・堤防法面を緩くするため、水際付近は深くする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の水底が見える浅場</u>を確保する。</li> <li>★堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、<u>河床を深くする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の保全（水底が見える浅場等の水際景観の保全）</li> <li>・ 新たな景観（河床掘削による新たな水際景観の創出）</li> </ul> </li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。</li> <li>・松江大橋～くにびき大橋間で連続した歩行者動線（周遊コース）を考える。</li> <li>・全てテラスでなく、所々で水辺に降りられるようにする。</li> <li>・背後とのアクセス性を考慮して階段工を設置し、部分的に水に親しむ場を設ける</li> <li>・現状の眺望景観を確保するため水際に平場は設置しない。</li> <li>・パラペットの背面に部分的にベンチを設ける。</li> <li>・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。</li> <li>・階段工でパラペットが連続しない区間は、ゲート等で対応する。ただし、洪水時の管理が問題である。</li> <li>・水辺に仮設的な能舞台等を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</li> <li>★階段を設置した場合のパラペット形状については、ゲート対応を含めて今後検討していく。</li> <li>★仮設的な施設については、治水上の影響がないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の保全（現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>・ 新たな景観（水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）</li> </ul> </li> <li>● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。</li> <li>● 利用に配慮した施設の部分的な設置。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川沿いに緑は必要。昔から柳が植えられていた。</li> <li>・現状に近い形で、堤防天端に高木の設置を行う。</li> <li>・堤防前面の小段部に、部分的に植樹を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の柳並木は復元</u>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防天端の柳並木を復元。</li> </ul>



②<上流部：北岸> 新大橋 ～ くにびき大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ラフカディオ・ハーンが愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</li> <li>■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</li> <li>■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</li> </ul>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北岸は石積み護岸を重視する。</li> <li>・護岸は、石積（5分勾配）を基本とする。</li> <li>・パラペットは設置せず、天端まで盛土を行う。（くにびき大橋の上流の一部区間）</li> <li>・くにびき大橋の直下流では、緩い勾配で緑化を行い水際までの連続性を確保する。</li> <li>・現状の景観を大きく変え景観的に問題があるため、基本的になくす又は見えない工夫を行う。</li> <li>＊パラペットの可動化（浮力堤）</li> <li>＊パラペットの透明化・仮設化（畳堤など）</li> <li>・パラペットを可動式にできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★護岸については、<u>現状の石積みの風景を残す</u>ことを考えていく。</li> <li>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ等による新たな景観の創出</u>についても考えていく。</li> <li>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。（可動化及び可視化については、今後検討していく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の継承 （現状の石積み景観の継承）</li> <li>・ 新たな景観 （水際利用機能に緩やかな斜面及び緑を付加した新たな景観の創出）</li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> <li>● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。</li> <li>・カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。</li> <li>・しじみ採集ができる場所。</li> <li>・舟の利用のため、水際付近は直壁に近い勾配とする。</li> <li>・昔から残されている両岸の浅場は保全する。</li> <li>・ヨシ原等の水際植生を保全・創出する。（自然のイメージを残す）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の水底が見える浅場</u>を確保する。</li> <li>★堤防の法面勾配を緩くする場合は、河川の流下能力を確保するため、<u>河床を深くする</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （水底が見える浅場等の水際景観の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （河床掘削による新たな水際景観の創出）</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。</li> <li>・全てテラスでなく、所々水辺に降りられるようにする。</li> <li>・水と親しむため、水際に近い場所に歩道を設置する。（幅は1間程度）</li> <li>・舟等の利用のため、平水位よりやや高い場所に平場を設ける。</li> <li>・水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。</li> <li>・現状の生活の風情を残す。（漁業の営みなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</li> <li>★人々の生活感を象徴する船着場等の風景に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）</li> <li>● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。</li> <li>● 利用に配慮した施設の部分的な設置。</li> <li>● 船着場等の現状施設の配慮</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・並木は設けず、必要に応じて民地（緑）の活用を図る。</li> <li>・堤防および小段部には設けない。</li> <li>・植生は保全する。（現状の位置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★現状において、松江大橋～新大橋間に見られるような並木はないが、水際にはヨシ等の植生が点在しているため、<u>水際植生に配慮</u>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際植生に配慮。</li> </ul>

③<上流部：南岸>松江大橋～新大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ラフカディオ・ハーンが愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</li> <li>■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</li> <li>■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</li> </ul>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸は、石積（5分程度）基本とする。</li> <li>・護岸は、石張（地域産材）や植生による被覆を基本とした緩い勾配とする。</li> <li>・パラペットを隠すためマウンド及び緑化（白湯公園を参考）</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。</li> <li>*パラペットの可動化（浮力堤）</li> <li>*パラペットの仮設化（畳堤など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★護岸については、<u>現状の石積みの風景を残す</u>ことを考えていく。</li> <li>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えていく。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その際、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。（可動化及び可視化については、今後検討していく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （水際の実用機能（散策や賑わい、生活等）を確保した景観の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （緩やかな斜面や緑による新たな景観の創出）</li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> <li>● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。</li> <li>・ カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。</li> <li>・ しじみ採集ができる場所。</li> <li>・ 舟の利用や人が水面に近い現状の空間を維持するため、水際付近は直壁とし深くする。（浅場にはこだわらない）</li> <li>・ 護岸法面と連続した緩い勾配とする。</li> <li>・ 水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。（石敷のテラス）</li> <li>・ 部分的に杭柵工（+植生（あやめ等））を設け、生物生息環境に配慮する。</li> <li>・ 昔から残されている両岸の浅場は保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の水辺のような、その場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えていく。</li> <li>★<u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えていく。</li> <li>★浅場については、現状において部分的に見られるが基本計画を考える上では考慮しない。</li> <li>★水際への配慮（杭柵工等）については、現時点では考慮しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （現状の水際景観の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （水底が見える浅場等の水際景観の創出）</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。</li> <li>・ 川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。</li> <li>・ 松江大橋～くびき大橋間で連続した歩行者動線を考える。</li> <li>・ 全てテラスでなく、所々で水際に降りられるようにする。</li> <li>・ 舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。</li> <li>・ 平場を設ける場合は、WL（平常時）+0.3～0.4m程度。</li> <li>・ 小段あるいは堤防天端の空間を利用して、屋台等を設けて人を集める工夫を行う。</li> <li>・ 水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。</li> <li>・ 白湯のまちづくりとセットで考える。（道路の付替や公園の作り方など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や背後地を含めた憩いの場やイベント的なものを基本</u>として考える。</li> <li>★<u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （堤防上から見渡す新たな眺望場所の創出）</li> <li>● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。</li> <li>● 利用に配慮した施設の部分的な設置。</li> <li>● 背後から水面までの連続性</li> <li>● 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に配慮）</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防上には設けず、平場に植樹を行う。</li> <li>・ 堤防法面部（緩い勾配）に植樹を行い、木陰を創出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の木陰機能を復元。</li> </ul>



④<上流部：南岸>新大橋～くにびき大橋

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ラフカディオ・ハーンの愛した「日本の面影」・静けさを有する空間と、人々が集い・行き交う賑わいの空間が調和した新たな時代にふさわしい景観形成を行う。</li> <li>■ 松江大橋や柳並木周辺の風情に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 国際文化観光都市松江に相応しい優れた視点場の保全と創出を行う。</li> <li>■ 水と人、川とまちの近さを活かした景観形成を行う。</li> </ul>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南岸は水辺公園（散策路＋グリーンベルト）を中心に。</li> <li>・法面部は、芝や植樹等による緑を基本とした仕上げとする。</li> <li>・パラペットを隠すマウンド及び緑化（白湯公園を参考）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の景観を大きく変え景観的に問題があることから、基本的になくす又は見えない工夫を行う。</li> <li>＊パラペットの仮設化（畳堤など）</li> <li>・パラペットを設ける場合には、畳堤に相当するものを考える。（腰掛けられるくらい（600～700）の高さ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★護岸については、<u>現状の風景を残す</u>ことを考えていく。</li> <li>★護岸については、<u>石や緑の組み合わせ、緩斜面の堤防等による新たな景観</u>についても考えていく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>★パラペットを設置する場合、その可動化や可視化については、河川管理施設等構造令等の規定や洪水時における防災体制、技術的・構造的等から、ここでは、<u>コンクリートによる常設のものを前提</u>とする。その場合、パラペット表面の修景対策や植生による被覆等を行い、背後の町並みの景観と調和出来るよう配慮していく。（可動化及び可視化については、今後検討していく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （水際の利用機能（散策や賑わい、生活等）を確保した景観の保全）</li> <li>・ 新たな景観 （水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出）</li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> <li>● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浅場を利用して釣りなどの水面活用をする。</li> <li>・ カヌーやボート遊びを楽しめる船着場。</li> <li>・ しじみ採集ができる場所。</li> <li>・ 護岸法面と連続した緩い勾配とする。</li> <li>・ 水面に近い場所に人を歩かせることを考慮して、水際は直壁とし、かつ石を敷き並べる。</li> <li>・ 昔から残されている両岸の浅場は保全する。</li> <li>・ 南岸は賑わいの場（親水護岸）を創出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の水辺のような、その場に集い楽しめる場を復元</u>することを考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （現状の水際景観の保全）</li> <li>水際は現状に近い岸壁形状で復元することを基本。</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川沿いを散策して巡る遊歩道（自転車道）や憩いの場（公園）を。また浮き桟橋で遊歩道をつなぐ。</li> <li>・ 全てテラスでなく、所々水辺に降りられるようにする。</li> <li>・ 人が水に触れることや、舟や水の利用を考慮して、水際に近い場所に平場を設置する。</li> <li>・ 水辺からの景観も重要。</li> <li>・ 水辺空間は「和」に拘る必要は無いが、「城下町らしさ」は大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★利用に当たっては、大橋川の周遊（散策、休憩等）や水辺へのアクセスに配慮するとともに、水辺で楽しめるような工夫を行う。</li> <li>★<u>堤防の法面勾配を緩くし、現状の公園的利用機能の復元</u>も考えていく。</li> <li>★<u>現状の舟の利用</u>にも配慮していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の案を基本。</li> <li>・ 現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>● 水際動線を確保する場合には、アクセスのための階段等を設置。</li> <li>● 利用に配慮した施設の部分的な設置。</li> <li>● 背後から水面までの連続性</li> <li>● 現状の公園機能や木陰に配慮した緩斜面や樹木等の設置。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防上には設けない。</li> <li>・ 堤防法面部に植樹を行い、木陰を創出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>現状の樹木等の機能を極力復元</u>することを考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の木陰機能を復元。</li> </ul>



⑤<中流部：北岸>くにびき大橋～五川合流点

<p>大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。</li> <li>■ 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。</li> </ul>
--------------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラペットは設けず、堤防天端まで盛土を行うことを基本とする。</li> <li>・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。</li> <li>・護岸は、石積（5分）を基本とする。</li> <li>・緩い勾配の土羽+植生を基本とし、法面には既設の草花の繁茂を促す。（現況を極力保全する）</li> <li>・水鳥の生息や観察等を考慮した多様な護岸とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>パラペットを設けず、土堤による形状を基本として</u>考えていく。</li> <li>★護岸については、<u>石積み景観の継承や緑を主体とした自然風景を残す</u>ことを考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の保全（現状の石積みや自然河岸の保全）</li> <li>・新たな景観（水際から背後地までの連続性保持による新たな景観創出）</li> </ul> </li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のヨシ、アシなどの水際植生など、背後の自然風景に調和したものとする。</li> <li>・浅場の面積が大きくなるようにする。</li> <li>・最下流部の浅瀬の植生群落の代替浅瀬を十分に確保する。</li> <li>・代替浅瀬の確保ため、堤防をセットバックする。</li> <li>・できるだけ現況（の自然）を残す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★<u>水際の植生や現状の浅場は、極力保全又は復元</u>していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全（現状の水際景観の保全）</li> </ul>                             水際は現状の水際植生に配慮することを基本。                         </li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平場は設けない。</li> <li>・余裕高部分に構造物は設けない。</li> <li>・剣先川左岸の堤防は、二線堤（第一堤、第二堤）などの方法も考える。</li> <li>・掘削による環境への影響を考慮し、現在の水際から川側はなるべく残す。</li> <li>・管理用通路は背後に回して溜まりをつくる。（一部区間）</li> <li>・水辺を学校の水辺教育の場として活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★自然景観・環境を活かした利用が可能な整備を考えていく。</li> <li>★<u>環境学習の一環として、水際の動線も</u>考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全（現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>・新たな景観（水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）</li> </ul> </li> <li>● 背後から水面までの連続性</li> <li>● 動線及び憩いの場としてのスペース（現況に配慮）</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に設けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★現状の環境改変を極力抑えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の環境を極力保全。</li> </ul>

⑥<中流部：南岸>くにびき大橋～五川合流点

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 川や水路、湿地（湿性地）などが織りなす水と緑の自然豊かな水郷の景観を活かした景観形成を行う。</li> <li>■ 人々の生活と川とのかかわり（シジミ採り、魚釣り、散策、等）に配慮した景観形成を行う。</li> <li>■ 嵩山、和久羅山などを望む広がりのある、のびやかな景観を保全する。</li> </ul>
------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラペット構造を基本とする。</li> <li>・管理用通路は、自転車や歩行者用通路として利用する。</li> </ul>	<p>★パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、<u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u>を考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の保全 (水際の利用を重視した景観の保全)</li> <li>・新たな景観 (水際の利用機能に緩やかな斜面及び緑を加えた新たな景観の創出)</li> </ul> </li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> <li>● パラペットの表面は、修景対策や緑化による景観への配慮</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸は、あまり緩くしない。</li> <li>・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。</li> <li>・川沿いから見ると自然な護岸、法面があるよう配慮する。</li> </ul>	<p>★<u>自然な景観となるような護岸</u>を考えていく。</p>	
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水中にせり出した箇所は、石が見えるようななだらかな勾配とする。</li> <li>・直壁とする。</li> </ul>	<p>★現状の河岸を基本とした形状を考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全 (現状の水際景観の保全)</li> <li>・新たな景観 (堤防による新たな水辺景観の創出)</li> </ul> </li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釣りや自転車が通るための平場を設ける。</li> <li>・剣先川と大橋川を隔てる分流堤は、平面的には自然な凹凸があった方が 良い。</li> </ul>	<p>★<u>現状の水際の動線や利用</u>に配慮していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全 (現状の動線及び眺望場所の保全)</li> <li>・新たな景観 (水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出)</li> </ul> </li> <li>● 背後から水面までの連続性</li> <li>● 動線及び憩いの場としてのスペース（現状に配慮）</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に設けない。</li> <li>・法面部に植樹を行い、木陰を創出する。</li> </ul>	<p>★<u>緑が創出できるような工夫</u>について考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の木陰機能を復元。</li> </ul>

⑦<下流部：北岸>五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬意、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。</li> <li>■ 人々の生活とかわたのかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。</li> </ul>
------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀神社の下流にあるヨシ帯と一体となった整備を行う。</li> <li>・山や浅瀬、水辺へ連続する現状の雰囲気を変元する。</li> <li>・既存の水際道・集落のイメージへの配慮を行う。</li> <li>・法線を変えることは現況から考えて不可能であるためセットバックにより現況の雰囲気を変元させる。</li> <li>・最下流部は、中流部北岸の水際と同じイメージとする。</li> <li>・赤瓦の良質景観地帯の保全と調和を図る。</li> </ul>	<p>★<u>背後の土地利用状況等を考慮して土堤</u>を基本とする。                      （堀込河道区間と築堤河道区間が混在し、背後地は水田等の土地利用が主である。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防基本形状は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全 （現状の自然景観の保全）</li> <li>・新たな景観 （自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出）</li> </ul> </li> <li>● 素材は、現状の石のイメージを復元。</li> </ul>
水際	-	<p>★<u>現状の自然景観を復元すること</u>を考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全 （現状の水際景観の保全）</li> <li>・新たな景観 （掘削による新たな水際景観の創出）</li> </ul> </li> </ul>
利用	-	<p>★<u>人の利用は最小限度に抑えること</u>を考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全）</li> <li>・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）</li> </ul> </li> </ul>
植栽	-	<p>★<u>現状の環境改変を極力抑えて</u>いく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状の環境を保全。</li> </ul>

⑧<下流部：南岸>五川合流点～中海大橋

大橋川沿川の 景観形成に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬意、後世へ伝えていけるような景観形成を行う。</li> <li>■ 人々の生活とかかわり（矢田の渡し、魚釣り、散策、等）や水際の植生などへ配慮した景観整備を行う。</li> </ul>
------------------------	--

項目	市民意見交換会及び専門家による検討で 出された主な意見	景観整備に当たっての対応方針	景観整備の方向性
堤防	・パラペット構造を基本とする。	★パラペットは、背後の町並みや道路の状況等を考慮して、 <u>コンクリートによる常設のもの、又は土堤によるもの</u> を考えていく	● 堤防基本形状は次の2案を基本。 ・現状の保全 （水際の利用機能を重視した景観の保全） ・新たな景観 （自然景観に水際の利用を付加した新たな景観の創出） ● 素材は、現状の石のイメージを復元。
	・現計画断面を踏襲した勾配を基本とし、法面に植生を繁茂させる。	★ <u>自然な景観となるような護岸</u> を考えていく。	
水際	・浅瀬を復元する。	★現状の河岸を基本とした形状を考えていく。	● 水際は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の水際景観の保全） ・新たな景観 （掘削による新たな水際景観の創出）
利用	・釣り等が楽しめる平場を設ける。 ・JRおよび国道9号からの景観に配慮する。	★ <u>現状の水際の動線や利用</u> に配慮していく。	● 動線及び眺望場所は次の2案を基本。 ・現状の保全 （現状の動線及び眺望場所の保全） ・新たな景観 （水際の動線を加えた新たな眺望場所の創出）
植栽	・法面部に木陰となるような植樹を行う。	★緑が創出できるような工夫について考えていく。	● 堤防法面の緑化に配慮。



### 3. 堤防形状の基本パターン

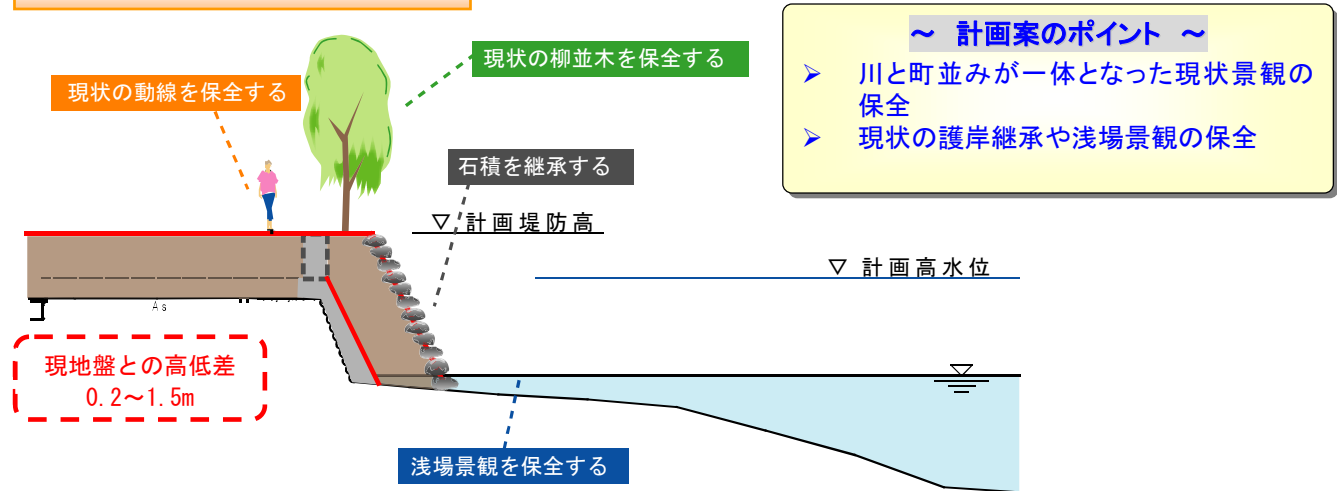
(1) 上流部北岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

#### 景観整備目標

柳並木や背後の町並み、現状の石積み護岸などの風情に配慮しつつ、穏やかな水音を楽しみ、水底を見ることができる景観整備を行う。

#### ◆ 計画案1 〈1:0.5の堤防の場合〉

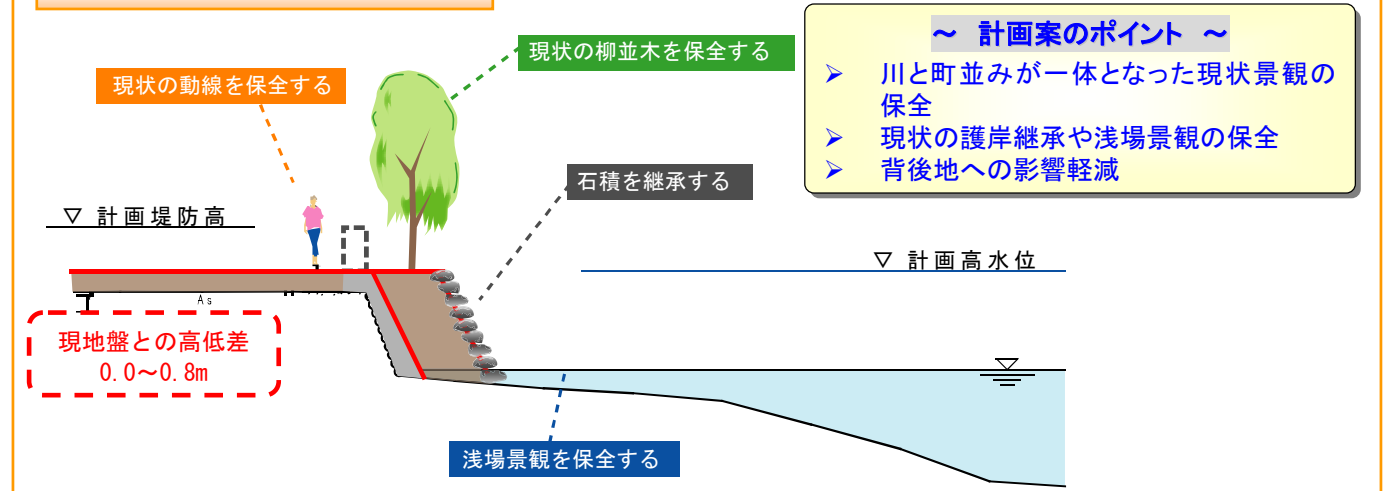
##### 計画案 1-①



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
  - 現状の護岸継承や浅场景観の保全

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

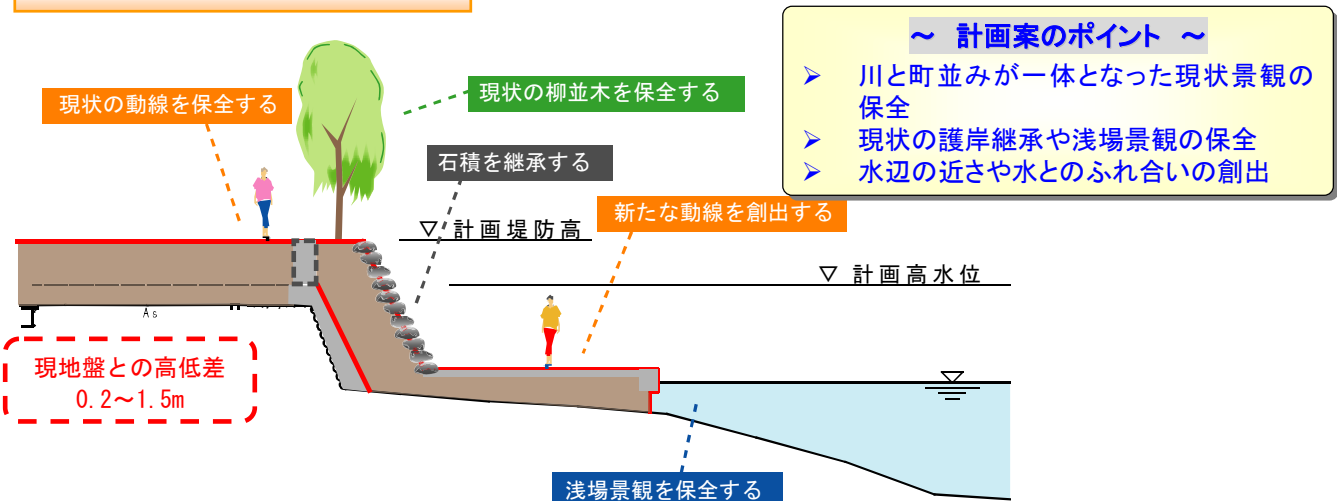
##### 計画案 1-②



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
  - 現状の護岸継承や浅场景観の保全
  - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

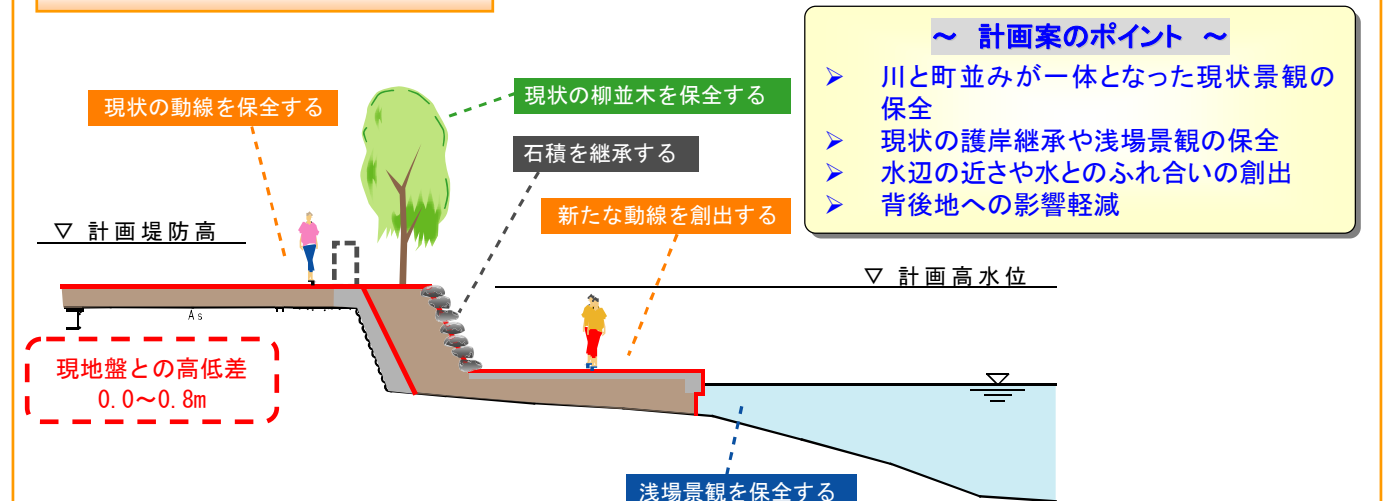
##### 計画案 1-③



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
  - 現状の護岸継承や浅场景観の保全
  - 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かすとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際に動線や広いオープンスペースを設けることで新たな眺望景観や憩いの場を創出する。

##### 計画案 1-④



- ～ 計画案のポイント ～
- 川と町並みが一体となった現状景観の保全
  - 現状の護岸継承や浅场景観の保全
  - 水辺の近さや水とのふれ合いの創出
  - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の柳並木や石積み護岸と背後の町並み、それらと一体となった水際の風景を活かすとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する。
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際に動線や広いオープンスペースを設けることで新たな眺望景観や憩いの場を創出する。

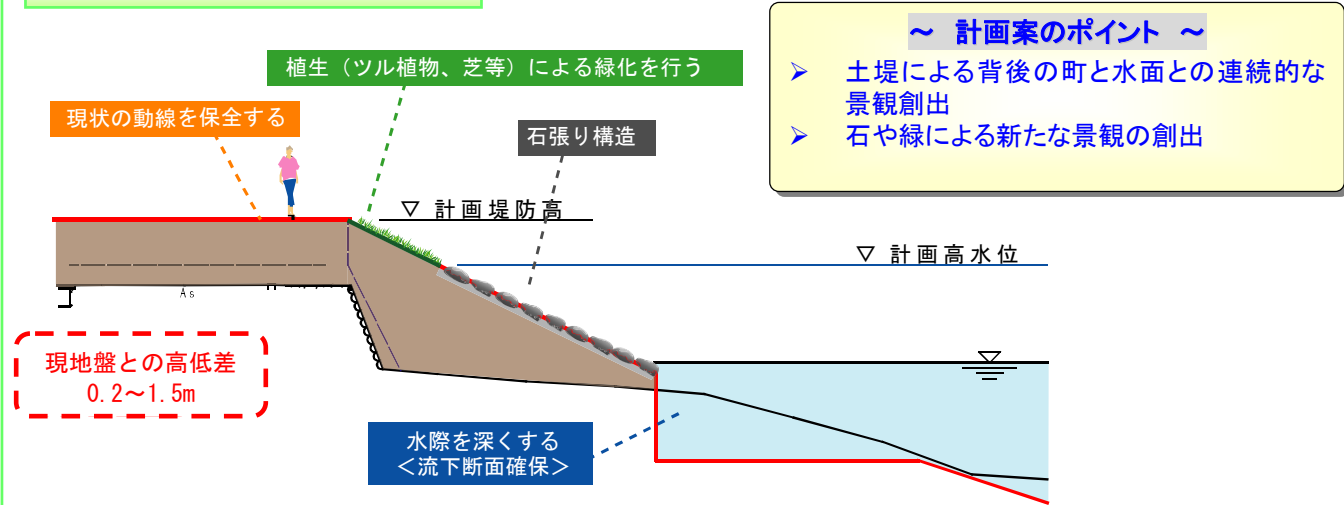
(2) 上流部北岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目 標

石積み護岸と緑が一体となった風情に配慮しつつ、背後の町並みから水辺までの一体感を持たせた新しい松江の風景を創出する景観整備を行う。

◆ 計画案2 (1:2.0の堤防の場合)

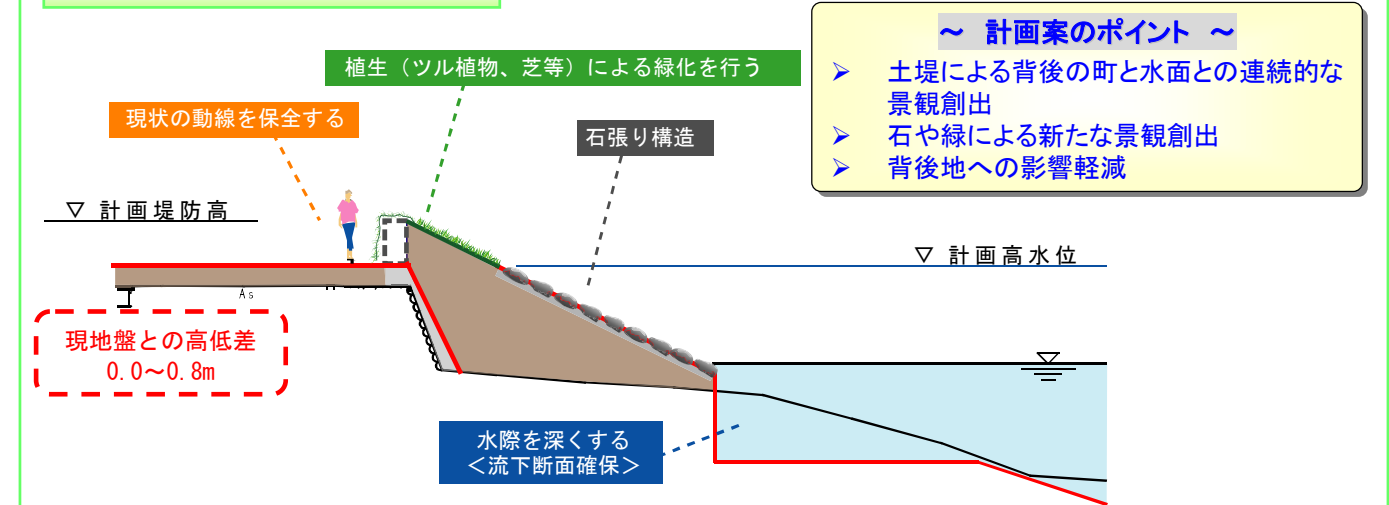
計画案 2-①



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
  - 石や緑による新たな景観の創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木は設けず、計画高水位より高い部分の堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

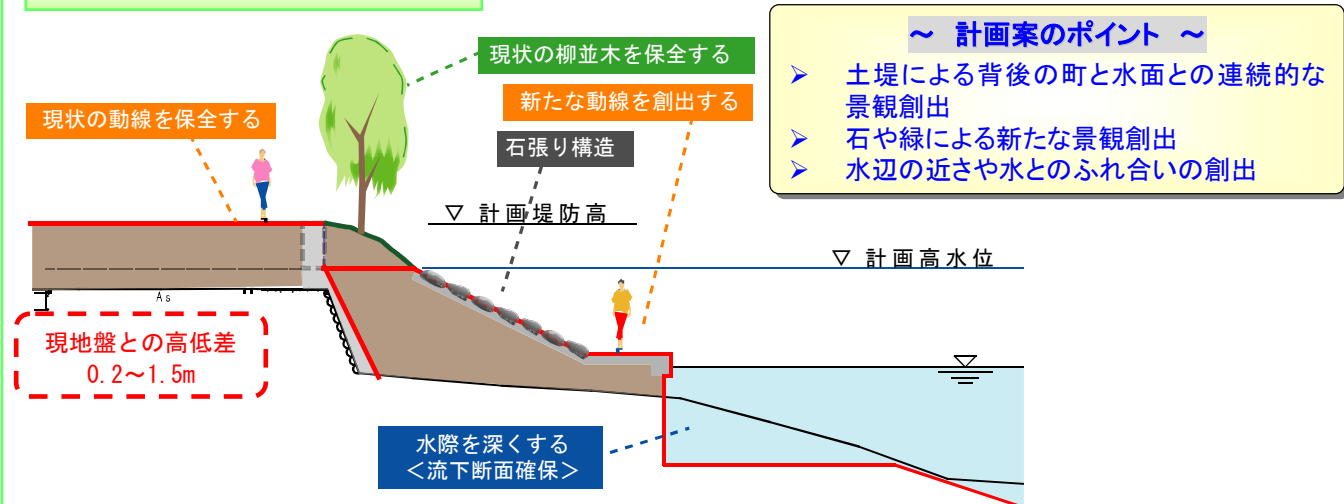
計画案 2-②



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
  - 石や緑による新たな景観創出
  - 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木は設けず、計画高水位より高い部分の堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

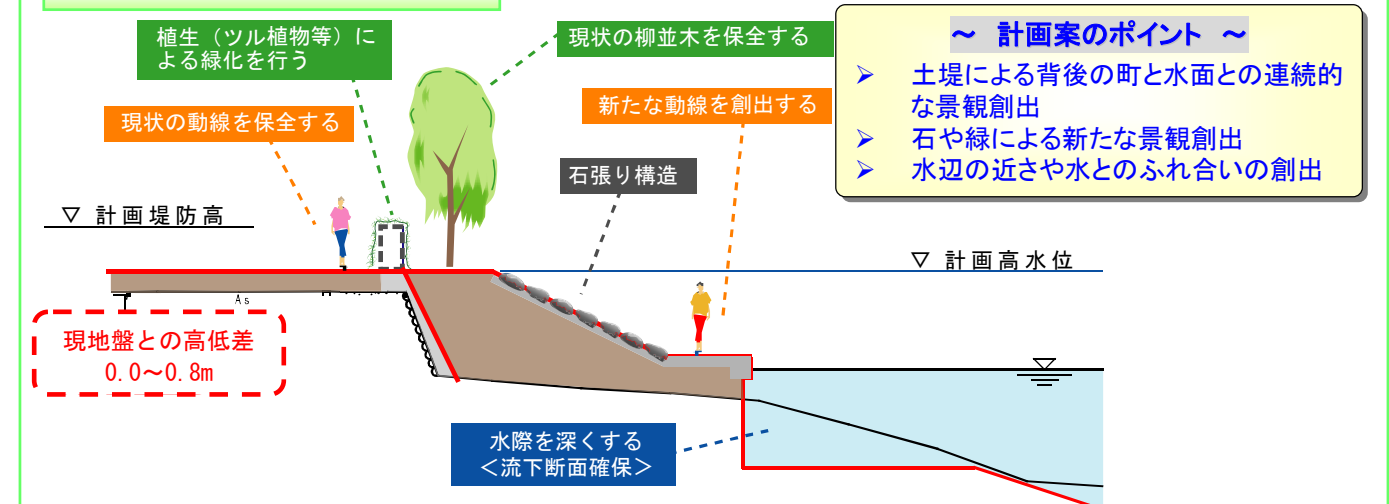
計画案 2-③



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
  - 石や緑による新たな景観創出
  - 水際の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-④



- ～ 計画案のポイント ～
- 土堤による背後の町と水面との連続的な景観創出
  - 石や緑による新たな景観創出
  - 水際の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いや憩いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出する断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	現状の柳並木を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

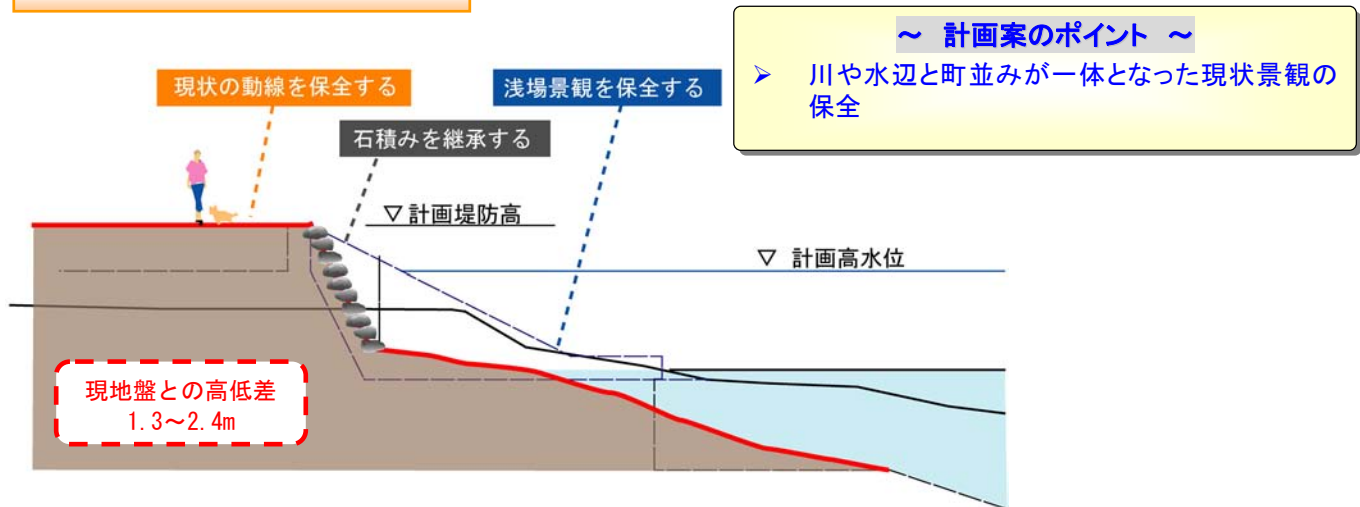
(3) 上流部北岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備  
目 標

背後の町並みや現状の石積み護岸、生活の佇まいなどの風情に配慮しつつ、現状の水面等を見ることができる景観整備を行う。

◆ 計画案1 <1:0.5の堤防の場合>

計画案 1-①

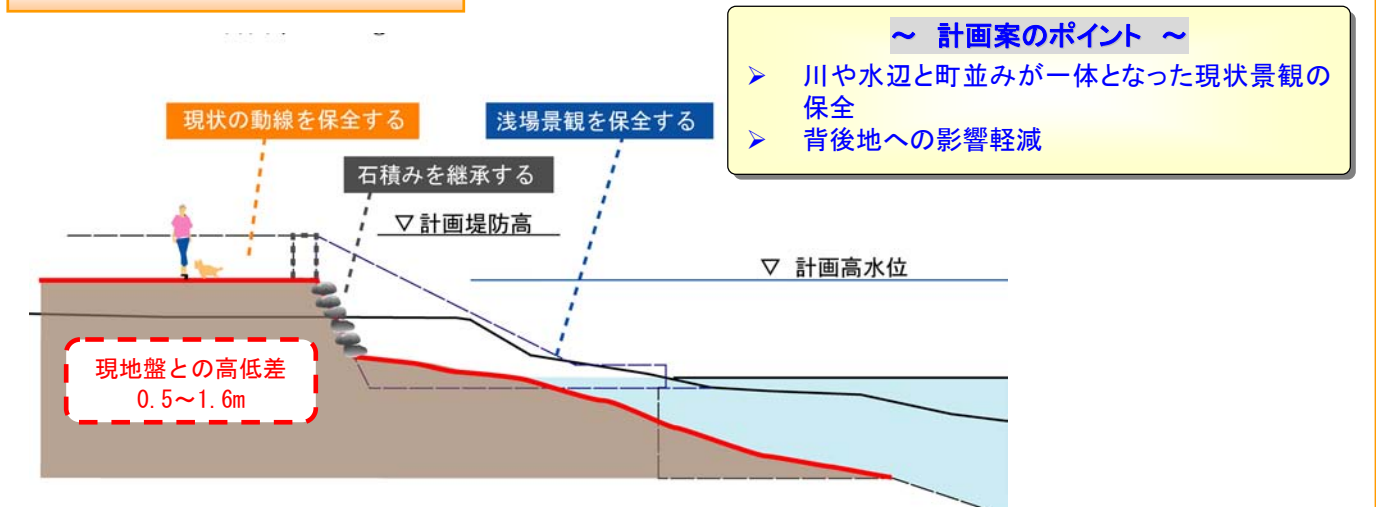


～ 計画案のポイント ～

- 川や水辺と町並みが一体となった現状景観の保全

項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感、水面等の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-②

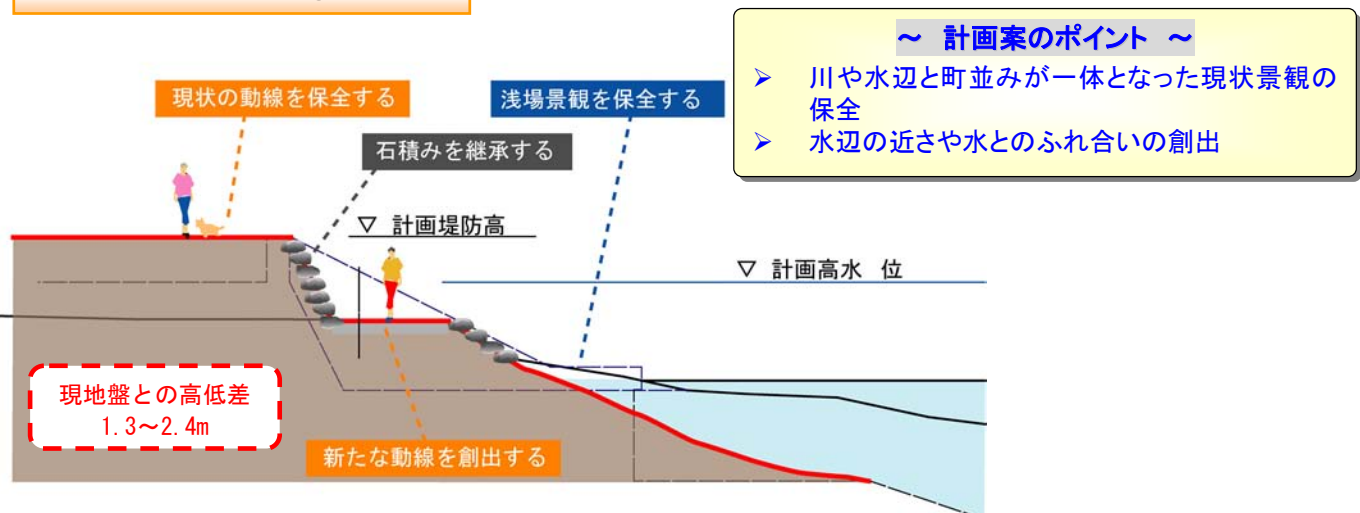


～ 計画案のポイント ～

- 川や水辺と町並みが一体となった現状景観の保全
- 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感、水面等の風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-③

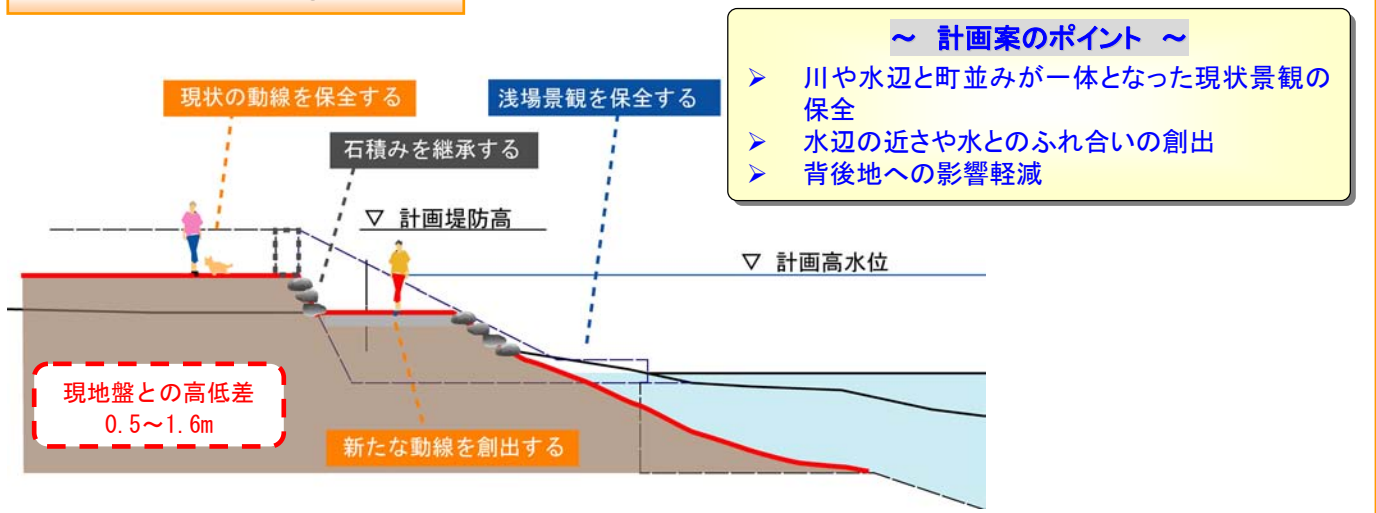


～ 計画案のポイント ～

- 川や水辺と町並みが一体となった現状景観の保全
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感に配慮するとともに、水面等の風景を活かしつつ、水との近さを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1-④



～ 計画案のポイント ～

- 川や水辺と町並みが一体となった現状景観の保全
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出
- 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸や、そこに暮らす人々の生活感に配慮するとともに、水面等の風景を活かしつつ、水との近さを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水底が見える浅场景観を保全する
植栽のあり方	植栽は設けない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

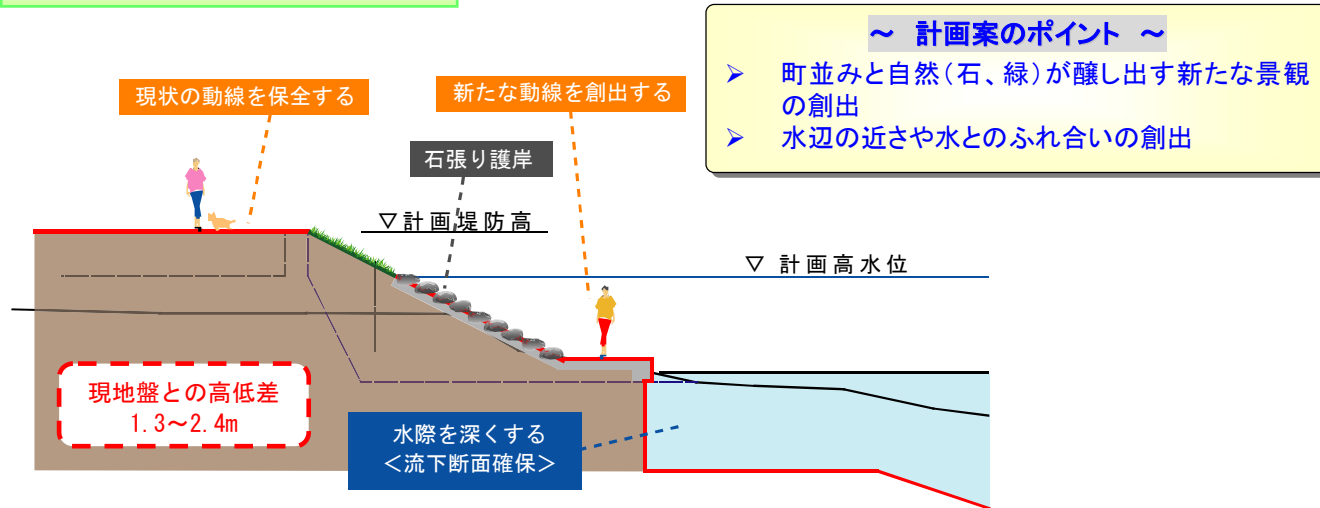
(4) 上流部北岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目 標

背後の町並みや現状の石積み護岸、生活の佇まいなどの風情に配慮しつつ、水辺への近さを強調した新たな安らぎの空間を提供する景観整備を行う。

計画案2 〈1:2.0の堤防の場合〉

計画案 2-①

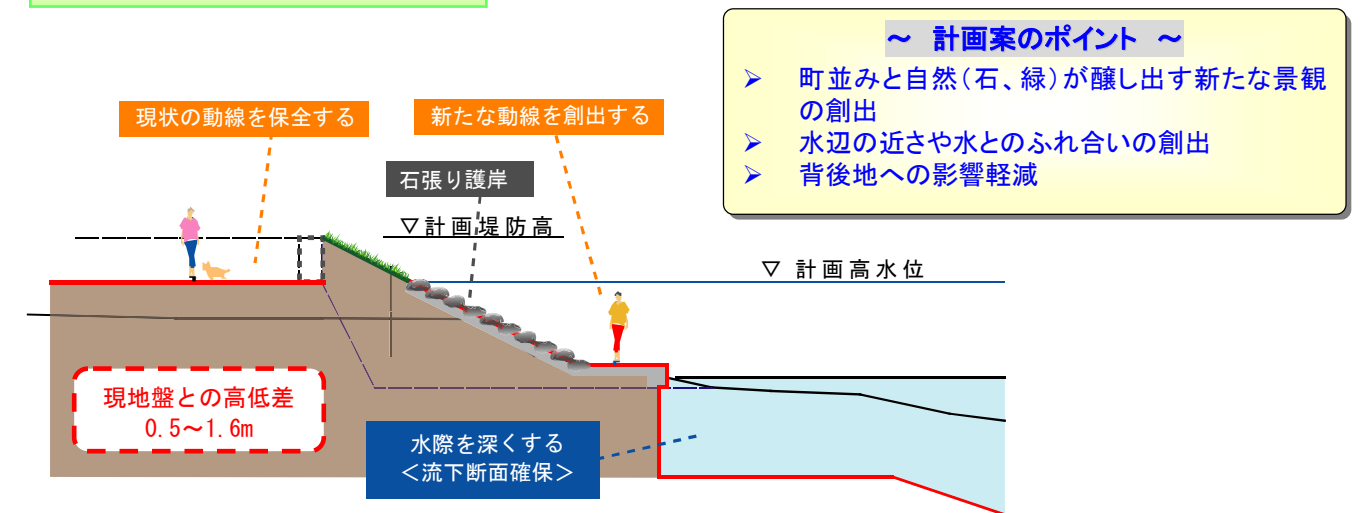


～ 計画案のポイント ～

- ▶ 町並みと自然(石、緑)が醸し出す新たな景観の創出
- ▶ 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	計画高水位より高い部分の堤防法面を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-②



～ 計画案のポイント ～

- ▶ 町並みと自然(石、緑)が醸し出す新たな景観の創出
- ▶ 水辺の近さや水とのふれ合いの創出
- ▶ 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	新たに緩やかな勾配による護岸や、水際に新たな動線を創出した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	計画高水位より高い部分の堤防法面を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。



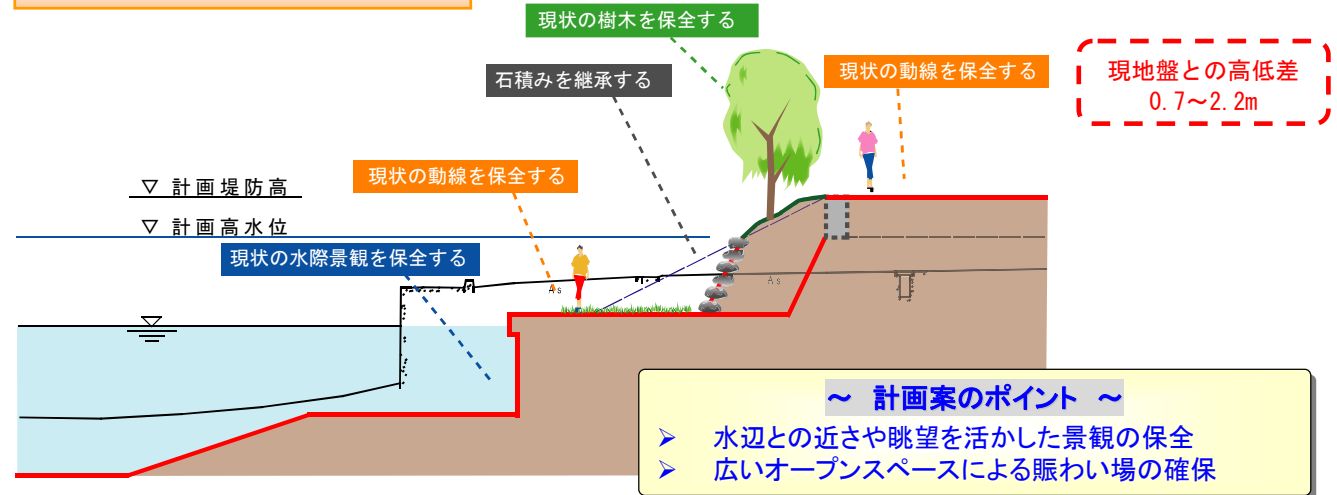
(5) 上流部南岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備  
目 標

人と水、人とまちとのかかわりが深い現状の風情を活かしつつ、国際観光都市松江の魅力をさらに引き立たせ、活気あふれる景観整備を行う。

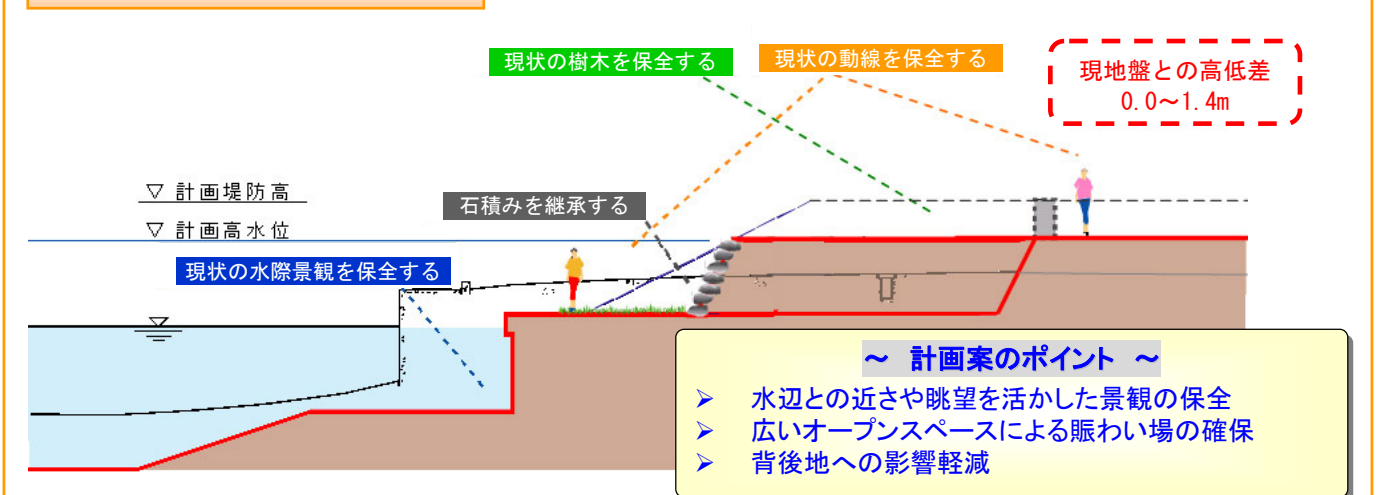
◆ 計画案1 〈1:0.5の堤防の場合〉

計画案 1-①



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高める景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-②



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高める景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

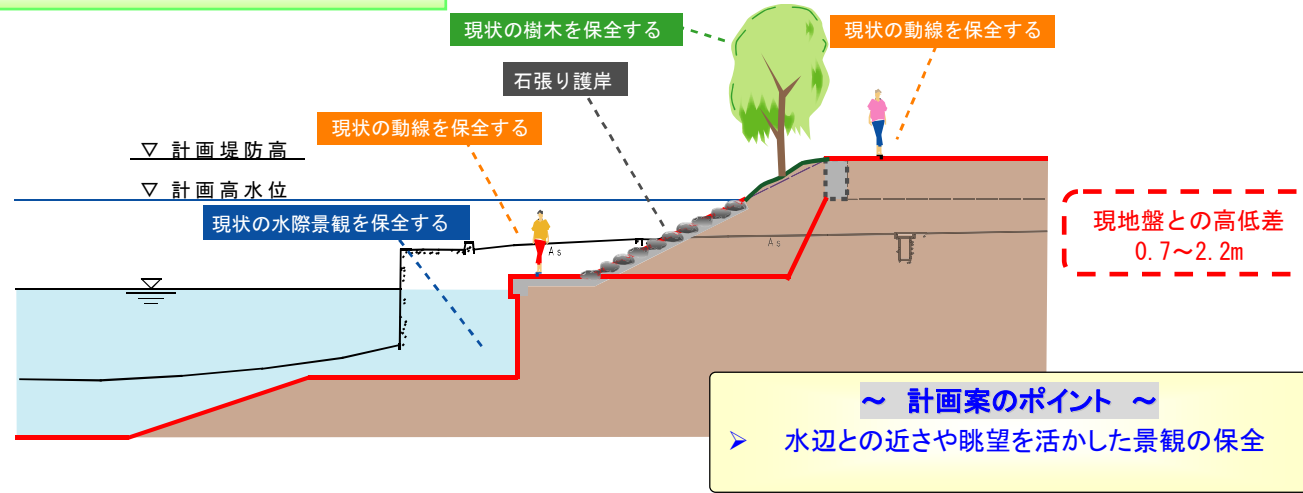
(6) 上流部南岸【松江大橋～新大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目標

人と水のかかわりや緑豊かな現状の風情を活かしつつ、これまでにない緑豊かな自然空間を提供する景観整備を行う。

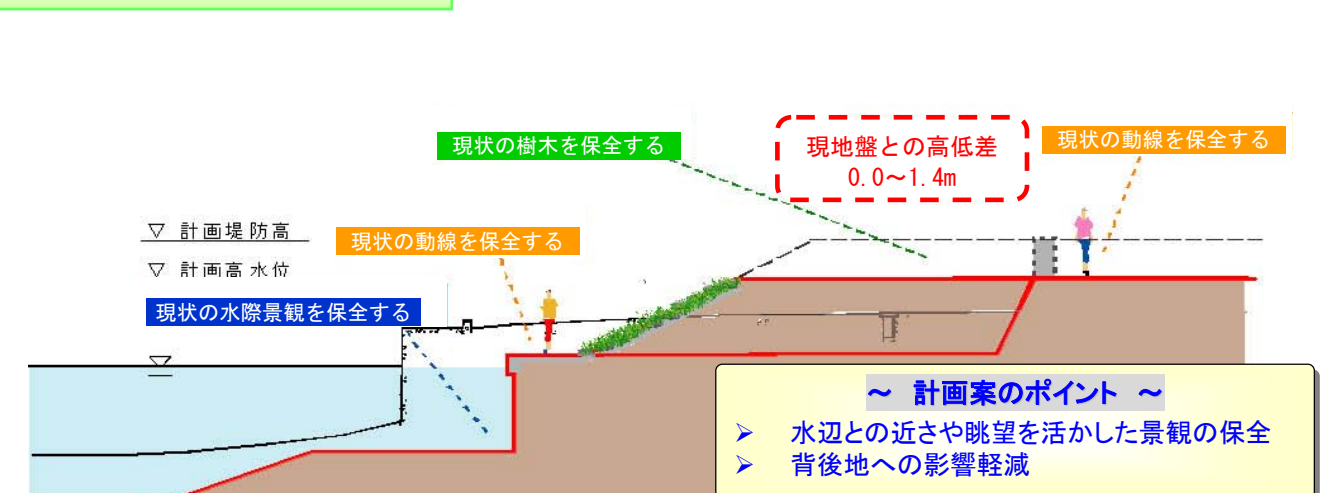
◆ 計画案2 〈1：2.0の堤防の場合〉

計画案 2-①



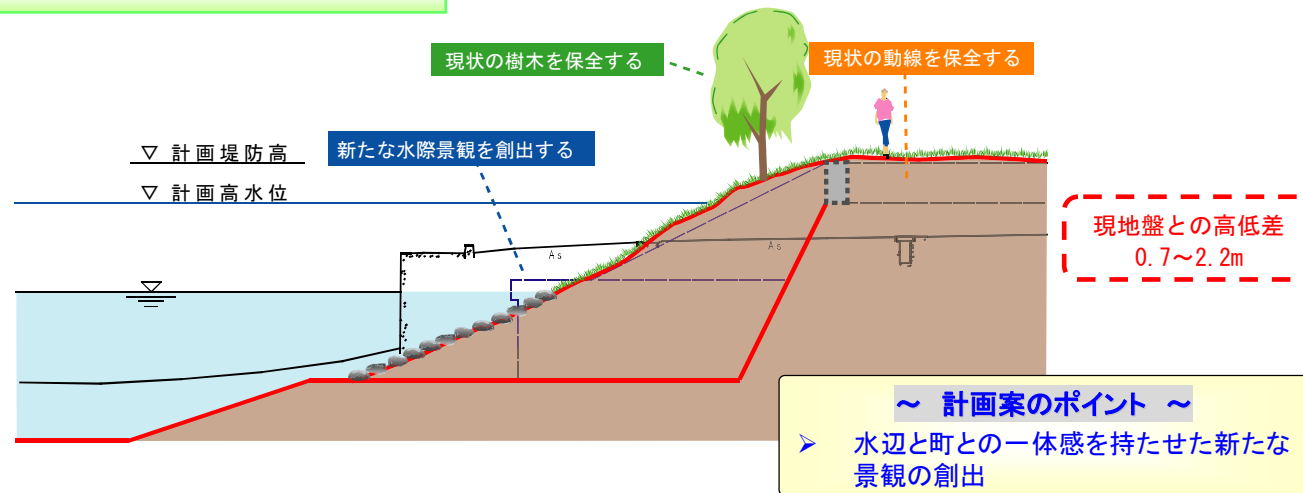
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、川(水面)と町との連続性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2-②



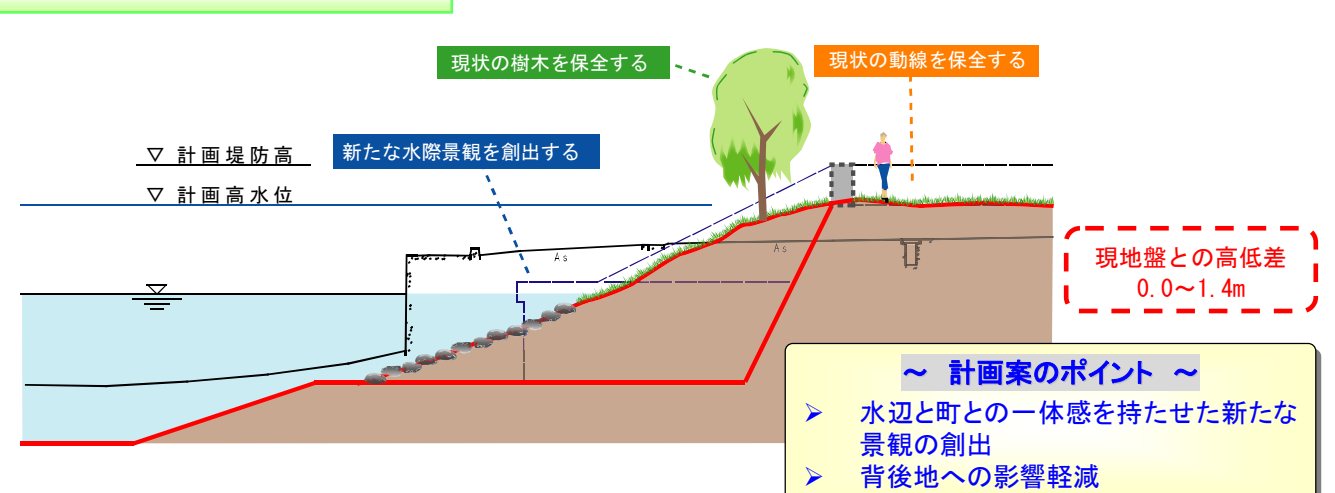
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景を創出するとともに、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、川(水面)と町との連続性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2-③



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	川(水面)と町との連続性や一体的景観の創出に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水面と堤防が連続する新たな景観を創出する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	新たな眺望景観を保全する。

計画案 2-④



項目	概要
基本的な考え方	緑と背後の町並みが織りなす新たな景観を創出する景観整備を行う。
堤防の基本形状	川(水面)と町との連続性や一体的景観の創出に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水面と堤防が連続する新たな景観を創出する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	新たな眺望景観を保全する。

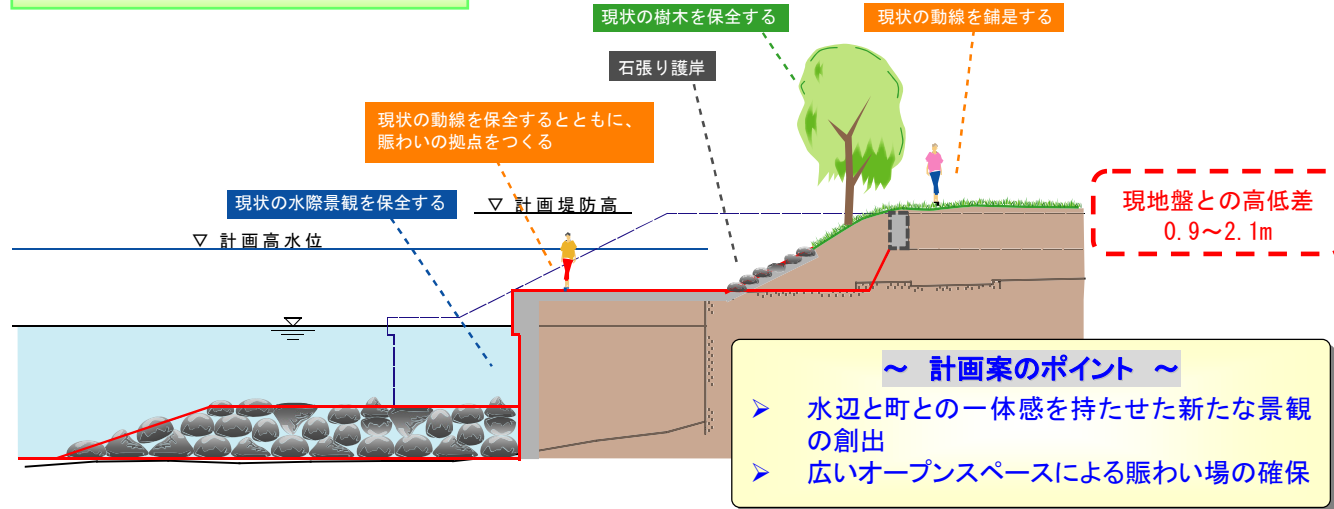
(7) 上流部南岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備  
目 標

人と水との近さや、そこから見られる町並みと背後の自然風景を楽しむ視点場の保全とともに、人に賑わいや憩いを提供する景観整備を行う。

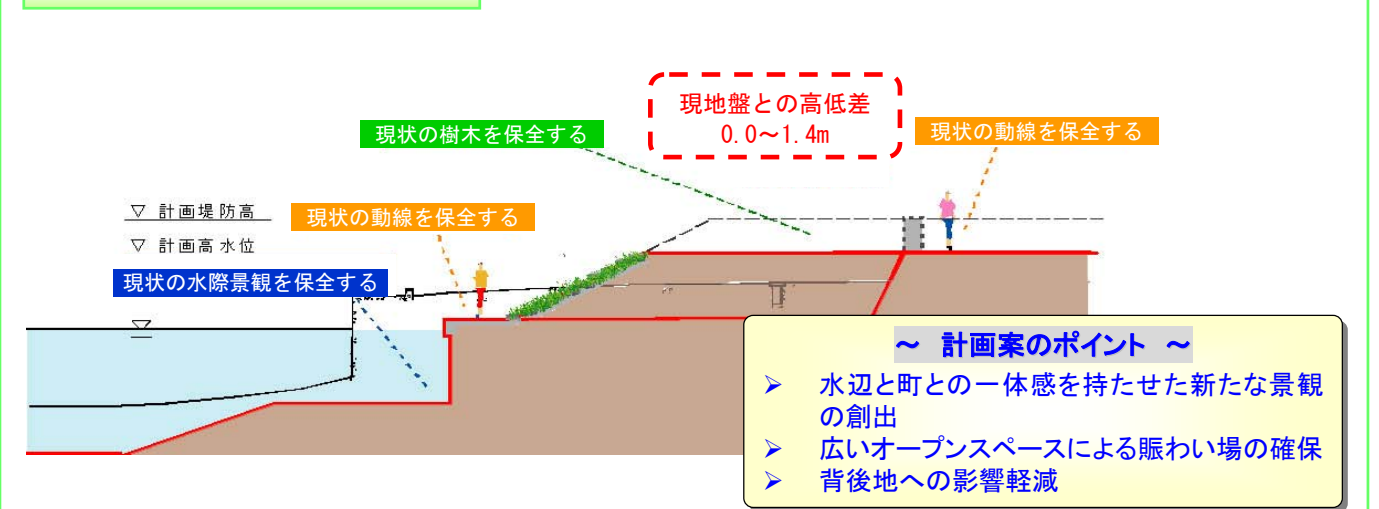
◆ 計画案1 〈1:2.0の堤防の場合〉

計画案 1-①



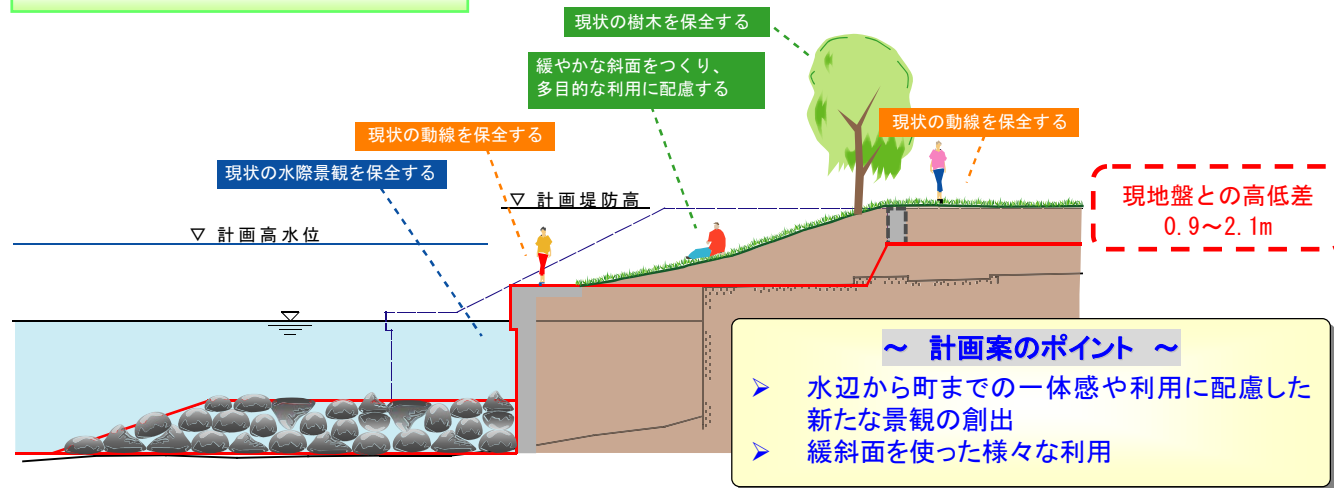
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みイメージを継承しつつ、水際の動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-②



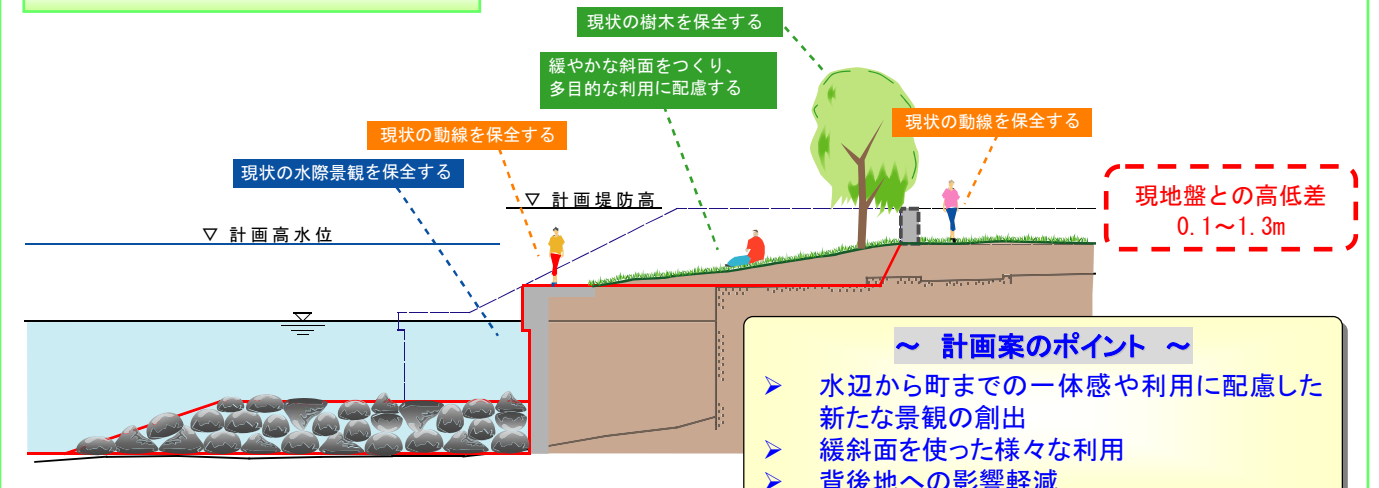
項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続する風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みイメージを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-③



項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続し緑豊かな風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による多目的な利用や水際に動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 1-④



項目	概要
基本的な考え方	背後の町並みから水面までが連続し緑豊かな風景や集いの空間の創出、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による多目的な利用や水際に動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

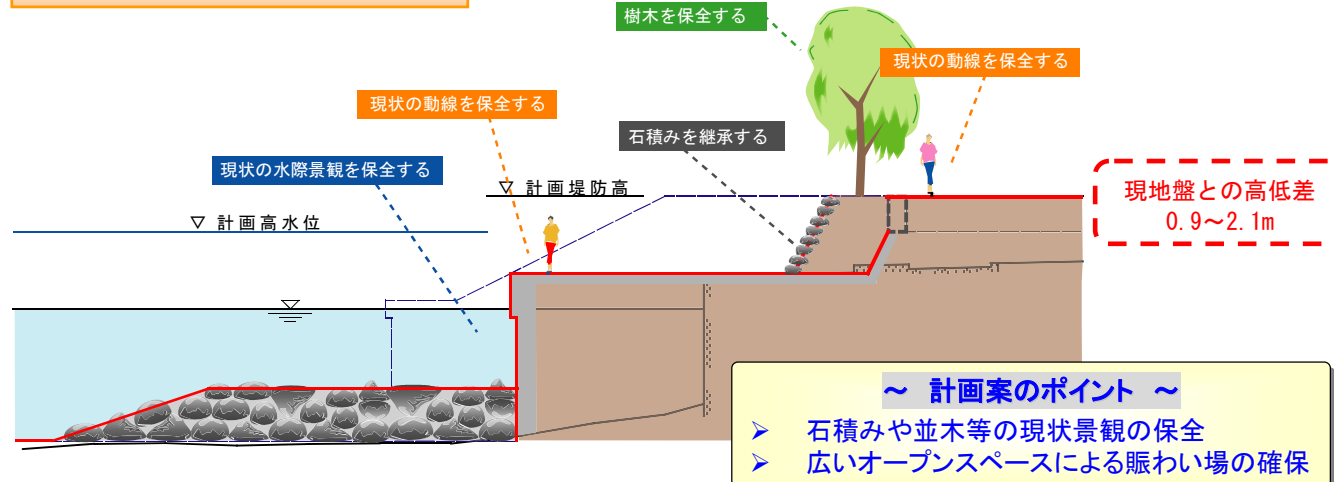
(8) 上流部南岸【新大橋～くにびき大橋間】における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目 標

人と水との近さや、そこから見られる町並みと背後の自然風景を楽しむ視点場の保全とともに、人に賑わいや憩いを提供する景観整備を行う。

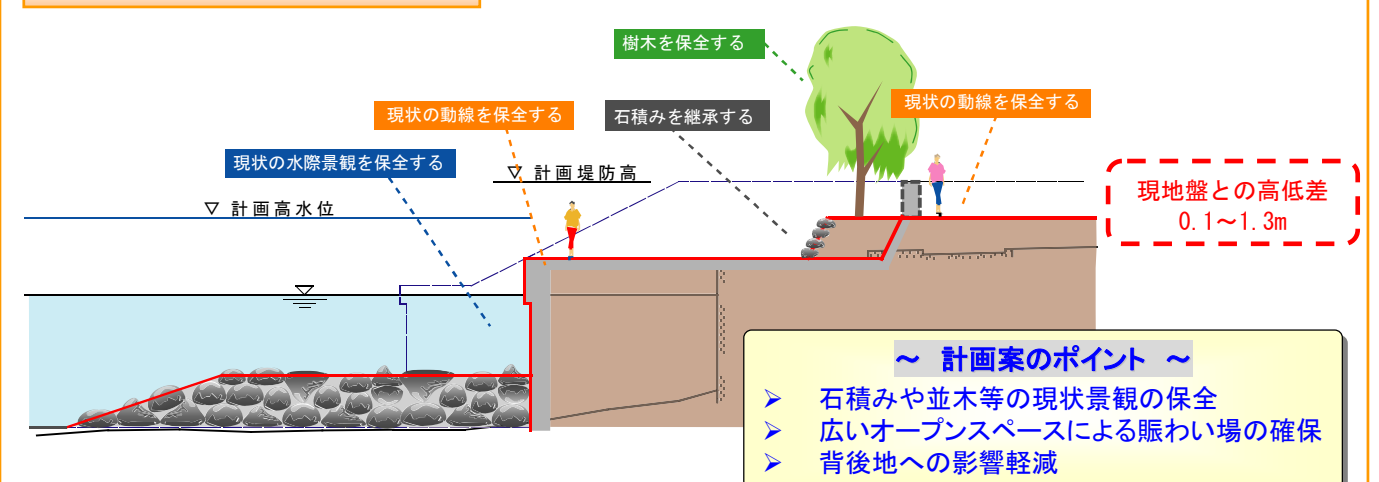
◆ 計画案2 〈1:0.5の堤防の場合〉

計画案 2-①



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高め、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2-②



項目	概要
基本的な考え方	現状の石積み護岸のイメージや、人と公園・緑との関わりを活かしながら、集いの空間としての魅力を高め、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	現状の石積みを継承しつつ、水際に動線や広いオープンスペースを確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	現状の並木等の景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

(9) 中流部北岸における堤防イメージ案（計画案1、計画案2）

景観整備  
目 標

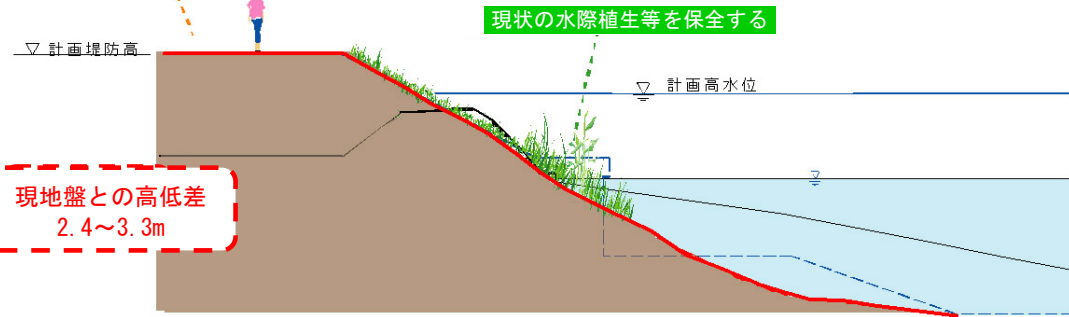
背後の広がりのある景観、川や湿地、水際植生などの自然豊かな水郷としての風情を活かした景観整備を行う。

◆ 計画案1 〈1:2.0の堤防の場合〉

計画案 1-①

現状の動線を保全する

～ 計画案のポイント ～  
➤ 緩い斜面や植生による自然景観の保全



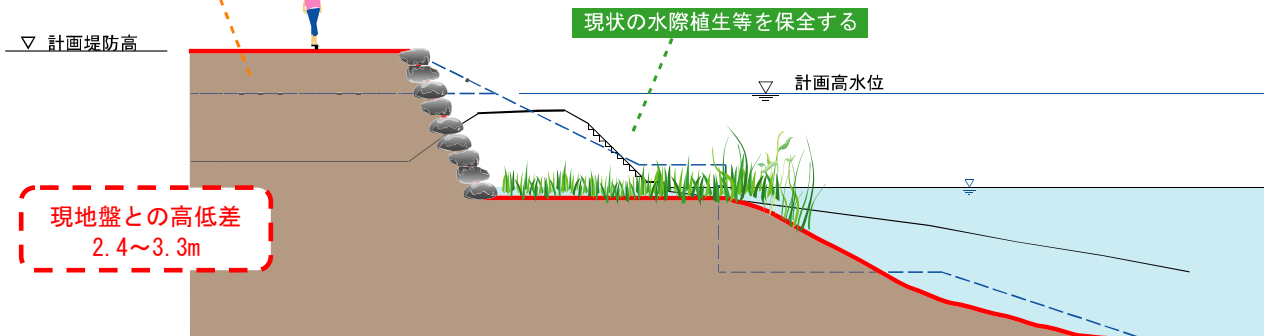
項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景と川面までの連続的な自然風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面により、背後地から河川への連続的な景観や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	並木等は設けず、堤防の一部(計画高水位より高い部分)を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

◆ 計画案2 〈1:0.5の堤防の場合〉

計画案 2-①

現状の動線を保全する

～ 計画案のポイント ～  
➤ 現状の植生による自然景観の保全

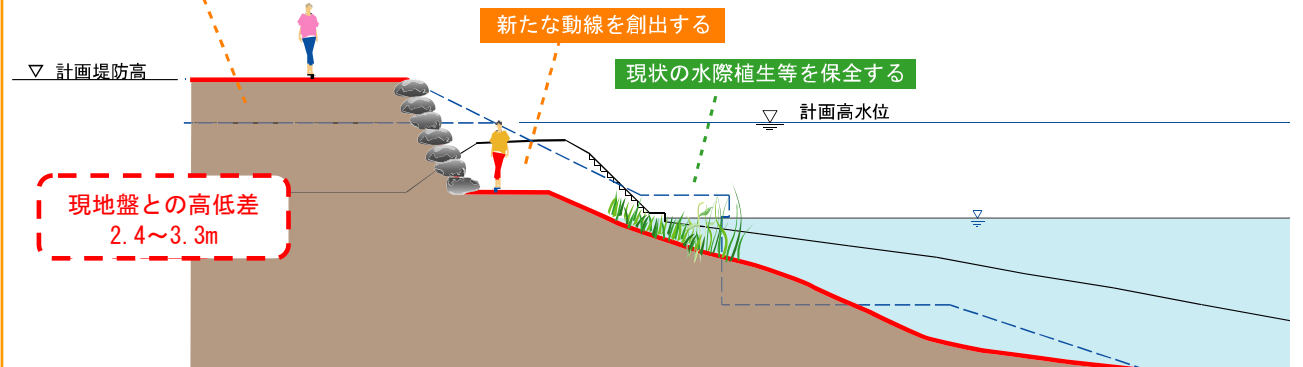


項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景を活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際植生を保全する断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2-②

現状の動線を保全する

～ 計画案のポイント ～  
➤ 現状の植生による自然景観の保全  
➤ 水辺の近さや水とのふれ合いの創出



項目	概要
基本的な考え方	背後の水田、湿地や水際植生などの自然豊かな風景を活かし、水とのふれ合いを感じる景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際植生の保全や水際の動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。



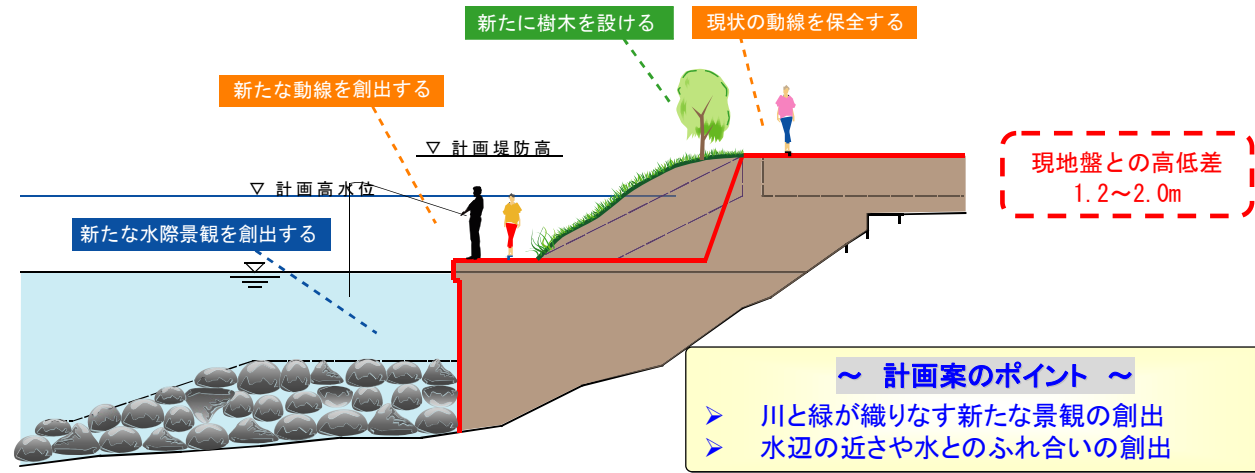
(10) 中流部南岸における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備  
目 標

背後に住む人と水とのかかわりや、のびやかで様々な表情を見ることができる自然風景、水辺で楽しめるような景観整備を行う。

◆ 計画案1 〈1:2.0の堤防の場合〉

計画案 1-①

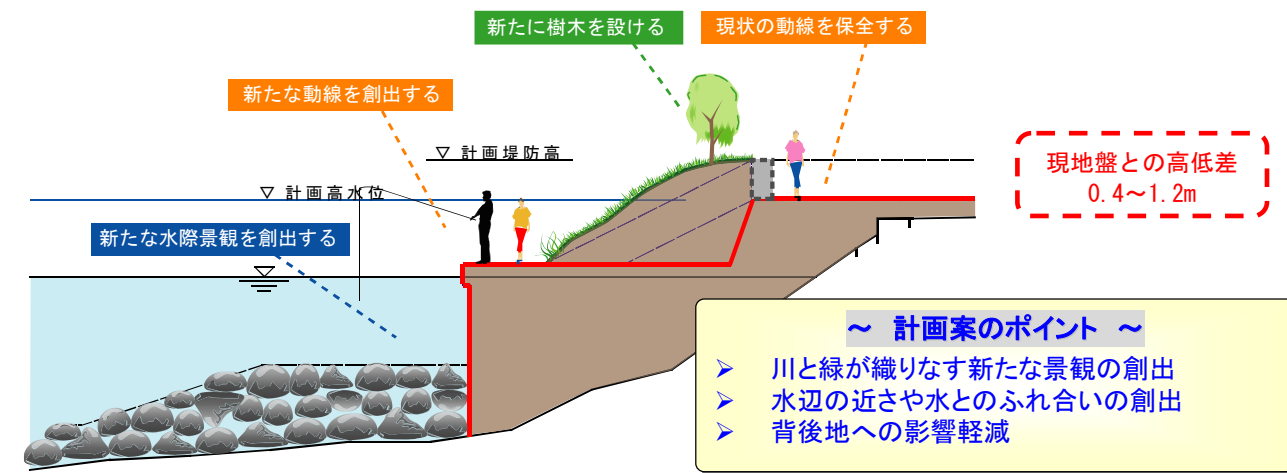


～ 計画案のポイント ～

- 川と緑が織りなす新たな景観の創出
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出

項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線を保全しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	並木等が見られる景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1-②

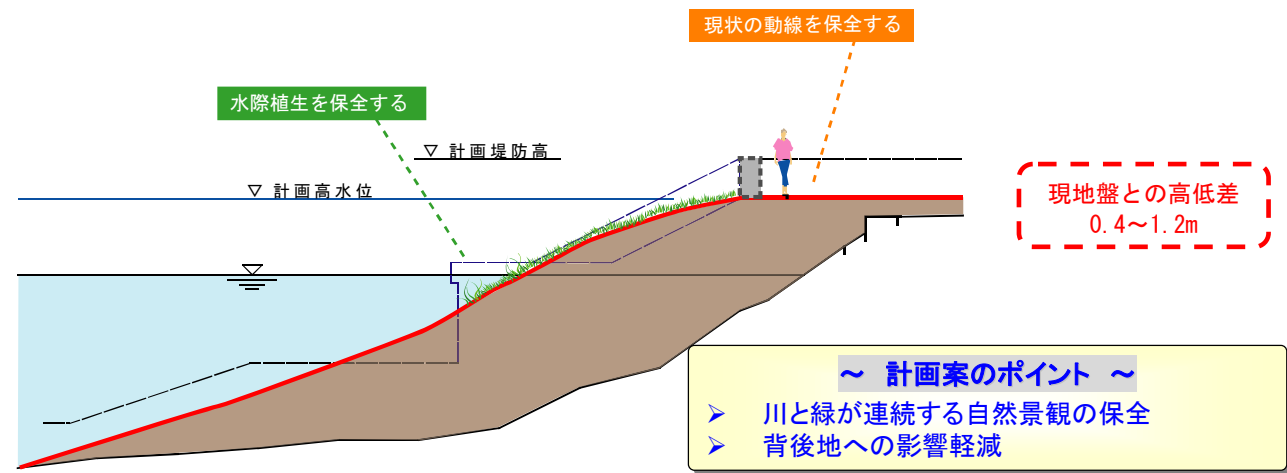


～ 計画案のポイント ～

- 川と緑が織りなす新たな景観の創出
- 水辺の近さや水とのふれ合いの創出
- 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線を保全しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	並木等が見られる景観を保全する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1-③



～ 計画案のポイント ～

- 川と緑が連続する自然景観の保全
- 背後地への影響軽減

項目	概要
基本的な考え方	対岸側の豊かな自然景観との調和や水際植生等の環境に配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い勾配の斜面と水面との連続性を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

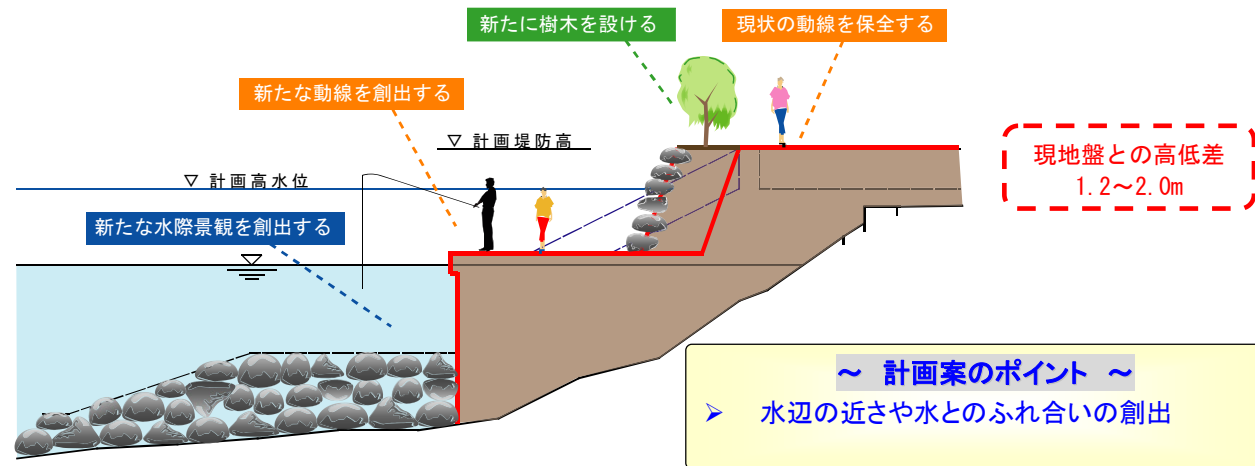
(11) 中流部南岸における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目 標

背後に住む人と水とのかかわりや、のびやかで様々な表情を見ることができる自然風景、水辺で楽しめるような景観整備を行う。

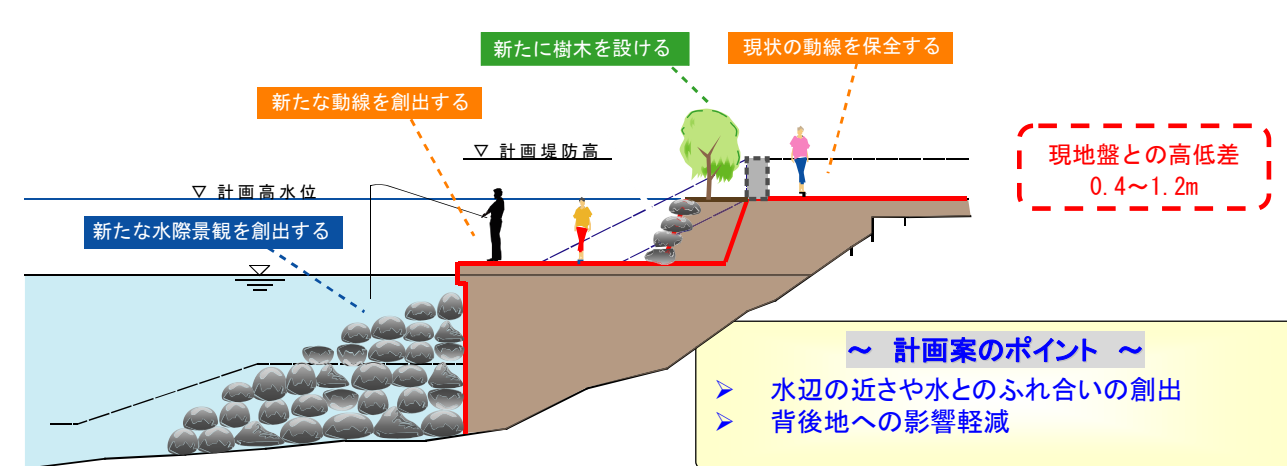
◆ 計画案2 〈1:0.5の堤防の場合〉

計画案 2-①



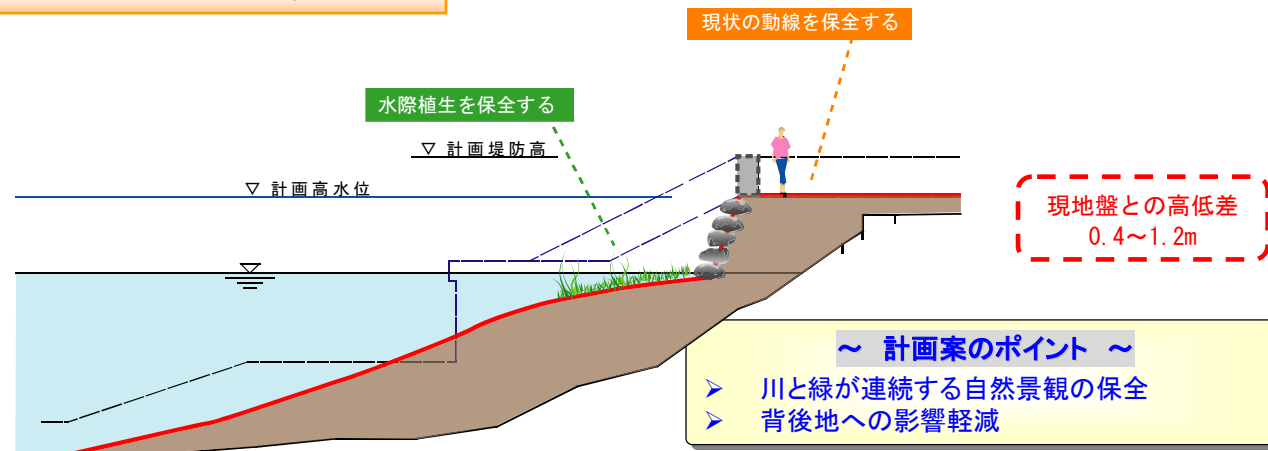
項目	概要
基本的な考え方	水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	新たに樹木を設ける。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-②



項目	概要
基本的な考え方	水辺の楽しみを活かした景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	新たに樹木を設ける。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-③



項目	概要
基本的な考え方	水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

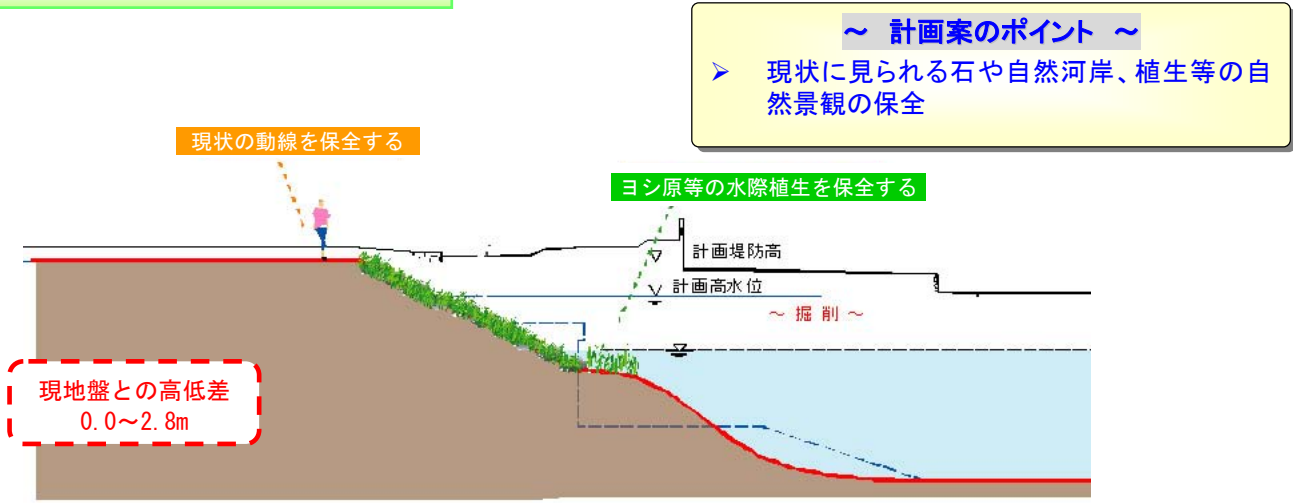
(12) 下流部北岸における堤防イメージ案 (計画案1、計画案2)

景観整備  
目標

古代からの歴史、人々の生活や佇まい、水際から背後までの連続した自然に配慮した景観整備を行う。

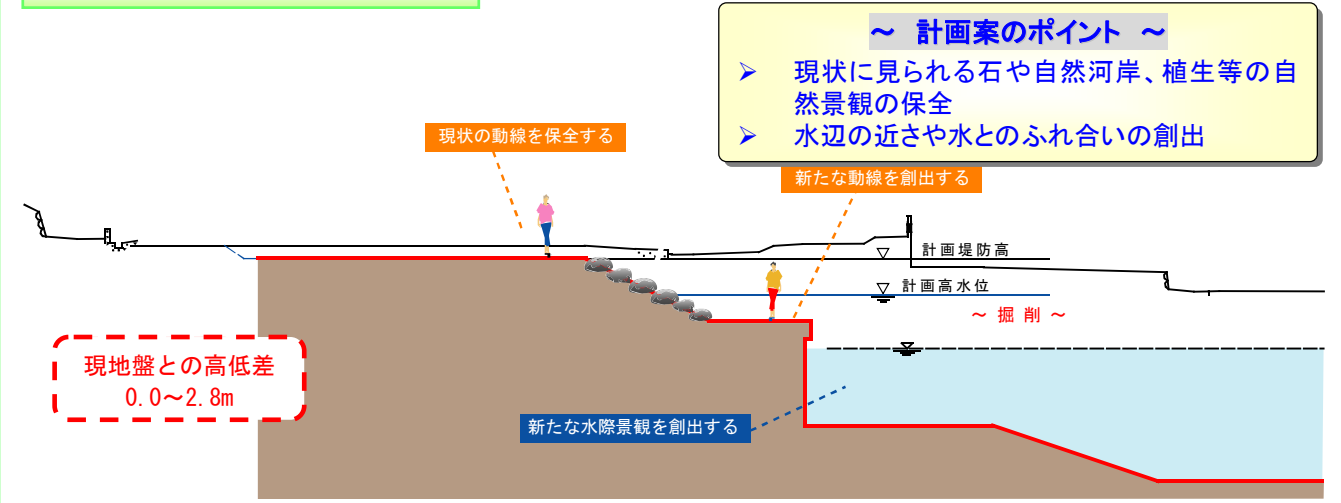
◆ 計画案1 (1:2.0の堤防の場合)

計画案 1-①



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による背後からの連続的な景観や水際植生の復元に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

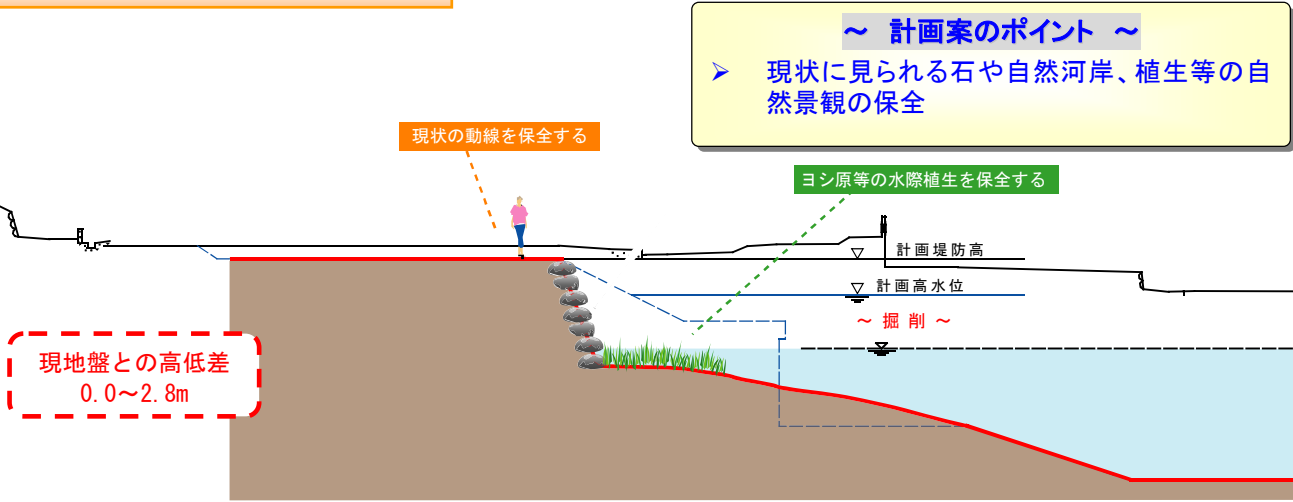
計画案 1-②



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い斜面による背後からの連続的な景観や水際の動線を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

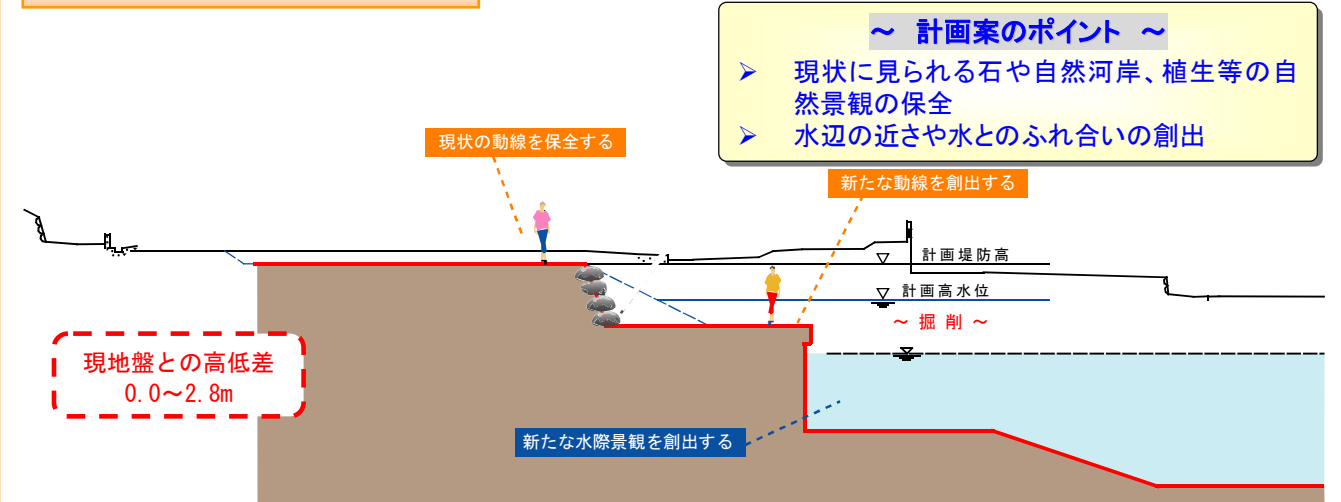
◆ 計画案2 (1:0.5の堤防の場合)

計画案 2-①



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観(植生等)を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

計画案 2-②



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の河床を深くする。<流下能力確保のため>
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。



(13) 下流部南岸における堤防イメージ案（計画案1）

景観整備  
目 標

人々の生活や佇まい、水とのかかわりに配慮しつつ、安らぎと楽しみを満喫できる景観整備を行う。

◆ 計画案1 〈1:2.0の堤防の場合〉

計画案 1-①

項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1-②

項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際に動線を確保しつつ、緑化を行えるよう比較的緩い勾配を持った断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 1-③

項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まいに配慮しつつ、水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	緩い勾配の斜面による水面との連続性を確保した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	堤防を緑化する。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

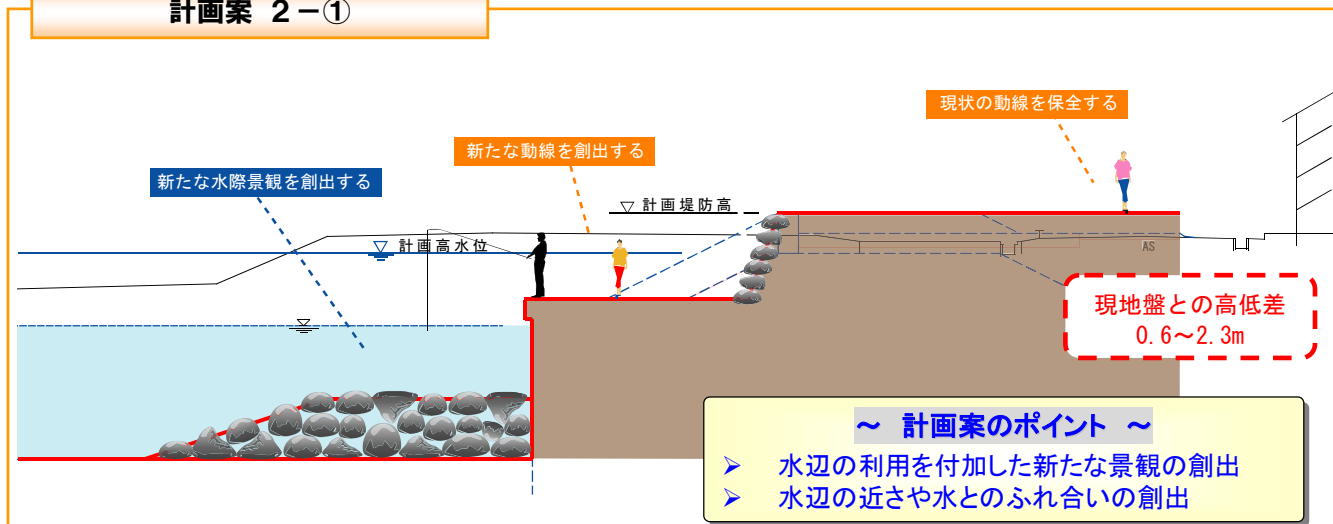
(14) 下流部南岸における堤防イメージ案（計画案2）

景観整備  
目 標

人々の生活や佇まい、水とのかかわりに配慮しつつ、安らぎと楽しみを満喫できる景観整備を行う。

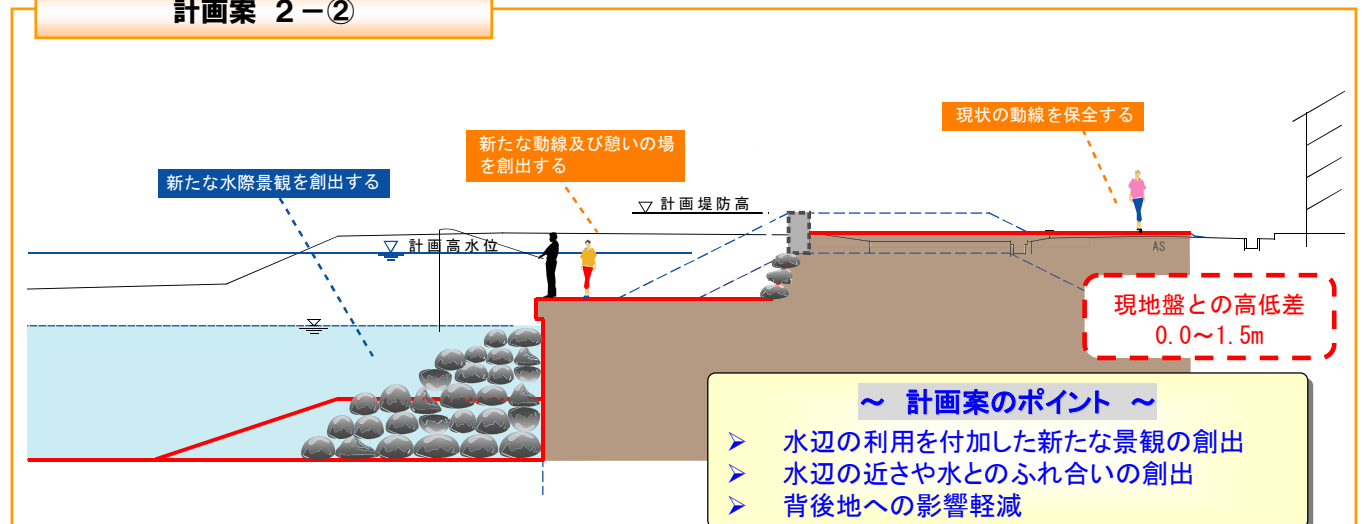
◆ 計画案2 〈1:0.5の堤防の場合〉

計画案 2-①



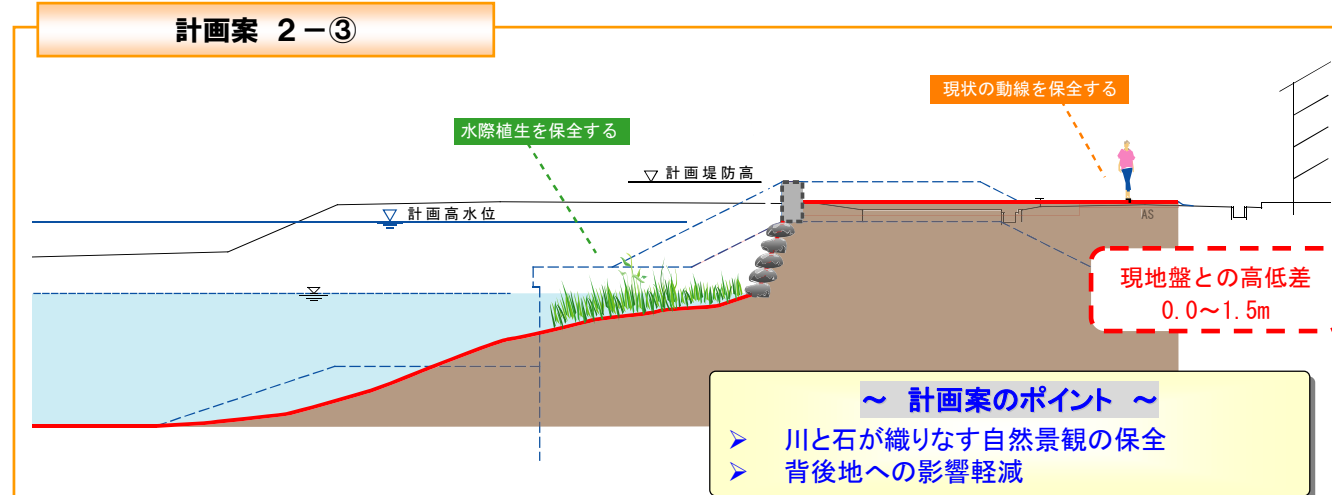
項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線やアクセス性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-②



項目	概要
基本的な考え方	沿川に住む人々の生活や佇まい、水とのかかわりや水辺における安らぎや楽しみを与えられるような景観整備を行う。
堤防の基本形状	水際の動線やアクセス性に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	水際の利用や石による新たな景観を創出する。
植栽のあり方	植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全するとともに、水際の動線により新たな眺望景観を創出する。

計画案 2-③



項目	概要
基本的な考え方	水際植生等の水辺環境にも配慮した景観整備を行う。
堤防の基本形状	護岸と緩い斜面による背後からの景観的な連続性や水際植生の保全に配慮した断面形状とする。
水際のあり方	現状の水際景観を保全する。
植栽のあり方	水際以外の植栽等は行わない。
利用のあり方	現状の眺望景観を保全する。

#### 4. 護岸・水際の景観デザイン

##### 4.1 景観素材

大橋川の景観整備においては使用する材料についても、今後は具体的な検討が必要である。  
以下に、景観専門委員会での素材等についての発言内容およびイメージ例を記載する。

##### (1) 石材

	1) 島石について	2) 来待石について
発言	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川改修に伴う護岸材料は、既設護岸材料の大根島から産出されている石か、それに近いものを使うようにしたほうがいい。</li> <li>島石の石積みは、現状の景観をそのまま表現出来ていると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>護岸の素材をみると、来待石など地場産の石材が使われている。雨の日に散策すると、これらの素材がしっとりと濡れた様子がより景観の中で映えて見える。</li> </ul>
素材イメージ	<p>島石については、大橋川の護岸及び周辺地域で多く使用され、黒色で多孔質の材料が歴史を感じさせる景観を形成している。</p> <p>島石は大根島で主に採取されているが、現在採掘が行われていないため、改修工事では現地での発生材料をリサイクルする等の対応が必要となる。</p>	<p>来待石は、宍道町来待地区で現在も採掘されている凝灰質砂岩で、加工しやすい材質のため昔から様々な用途に使用されている。</p> <p>宍道湖畔では「如泥石」と呼ばれる加工品が消波工に使用されている。</p>
イメージ例	 <p>島石を用いた護岸</p>	 <p>来待石を用いた護岸の石段（源助公園）</p> <p>来待石を用いた石段（多賀神社）</p>  <p>波打ち際に並ぶ如泥石（嫁ヶ島）</p>



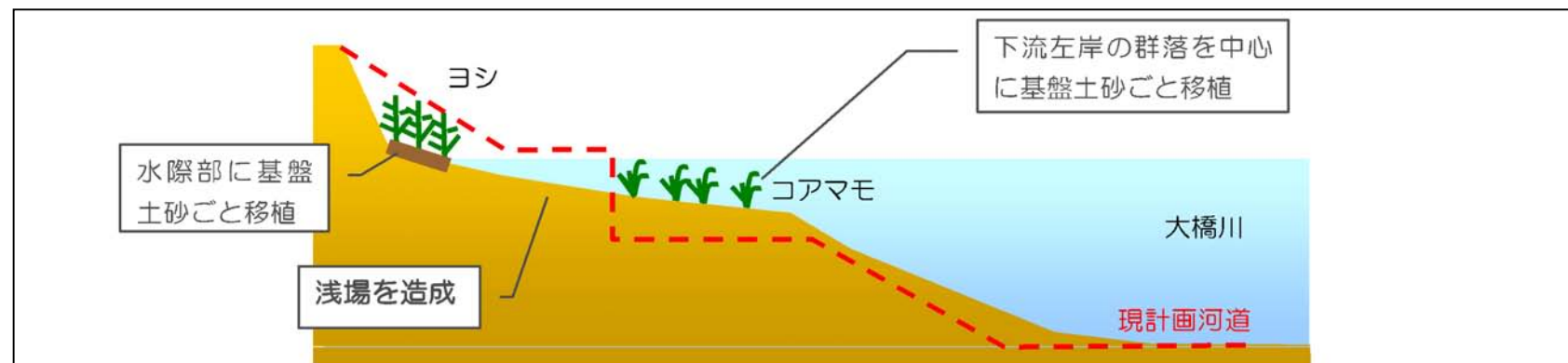
(2) 植物材料

	1) 高木について	2) 自然植生について
<p>発言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既往のアンケート結果により、好きな場所としてヤナギ並木などが挙げられている。</li> <li>・ ヤナギは、歯抜けのない並木として植えた方がいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨシ原の保全を基本に、船着き場やシジミの選定場を組み合わせ、多様な生物環境や生活環境があるような方向性が良い。</li> </ul>
<p>素材イメージ</p>	<p>大橋川や京橋川で親しまれている「ヤナギ」や松江市の木となっている「サクラ」が、代表的な樹種である。</p> <p>また、下流部で見られる、スタジイ等の照葉樹（常緑広葉樹）も地域の自然植生を形成している。</p>	<p>護岸やパラペットの景観を柔らげる植物材料として、イタビカズラ等のツル植物やヨシの利用されている。</p>
<p>イメージ例</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヤナギ並木（大橋下流左岸）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サクラ（源助公園）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>照葉樹林（多賀神社）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>照葉樹林（塩楯島）</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ツル植物による護岸パラペットの緑化（大橋上流左岸）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水際のヨシ（新大橋下流左岸）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>水際のヨシ（大橋上流左岸）</p> </div> </div>

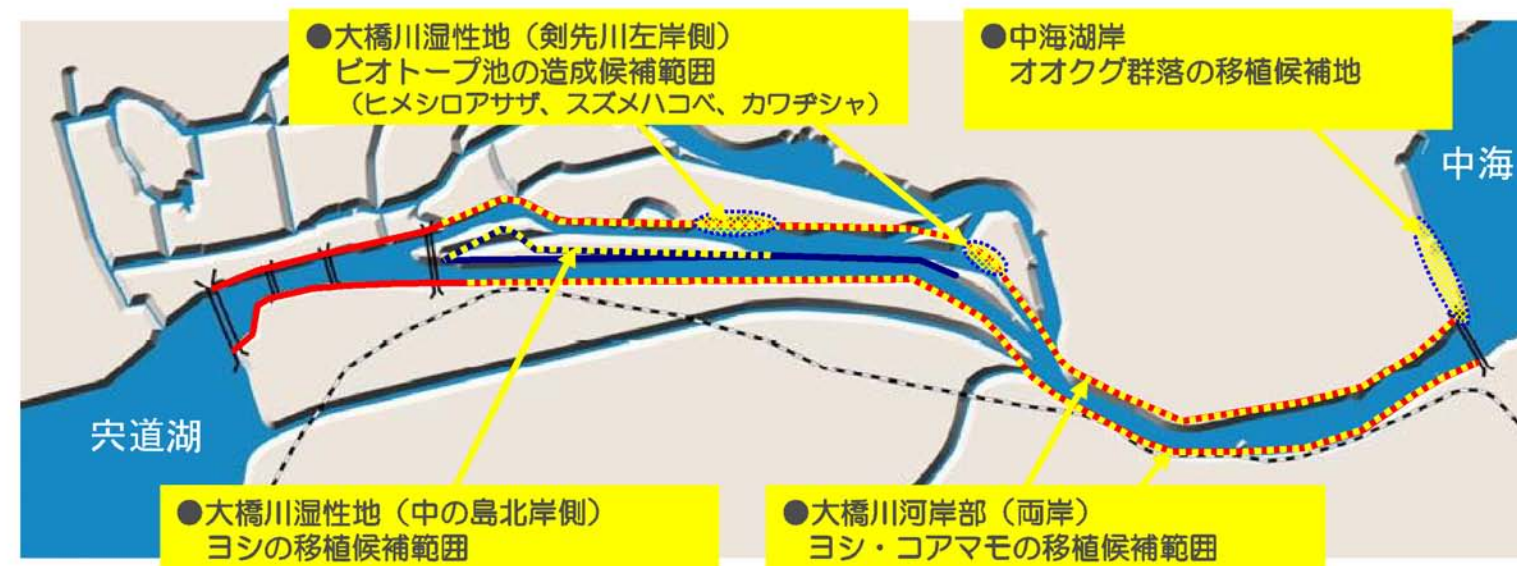


(3) 水辺環境

1) 浅場造成について	2) 水生植物について
<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の浅場等の水際景観を景観整備の方向性にあげている区間がある。</li> <li>浅場は、景観面だけでなく、生物の生息地域や水質改善からも重要である。</li> <li>浅場造成では穴道湖、中海においても取り組まれており、そのノウハウを活かすことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観と整備の方向性に水生植物を含めた水際景観の保全をあげている区間がある。</li> <li>水生植物（ヨシ、コアマモ）の保全については、環境検討委員会において検討されており、「大橋川改修事業環境調査一次とりまとめ」にまとめられている。</li> </ul>



コアマモ、ヨシの環境保全措置のイメージ図



大橋川改修事業における環境保全措置のイメージ図

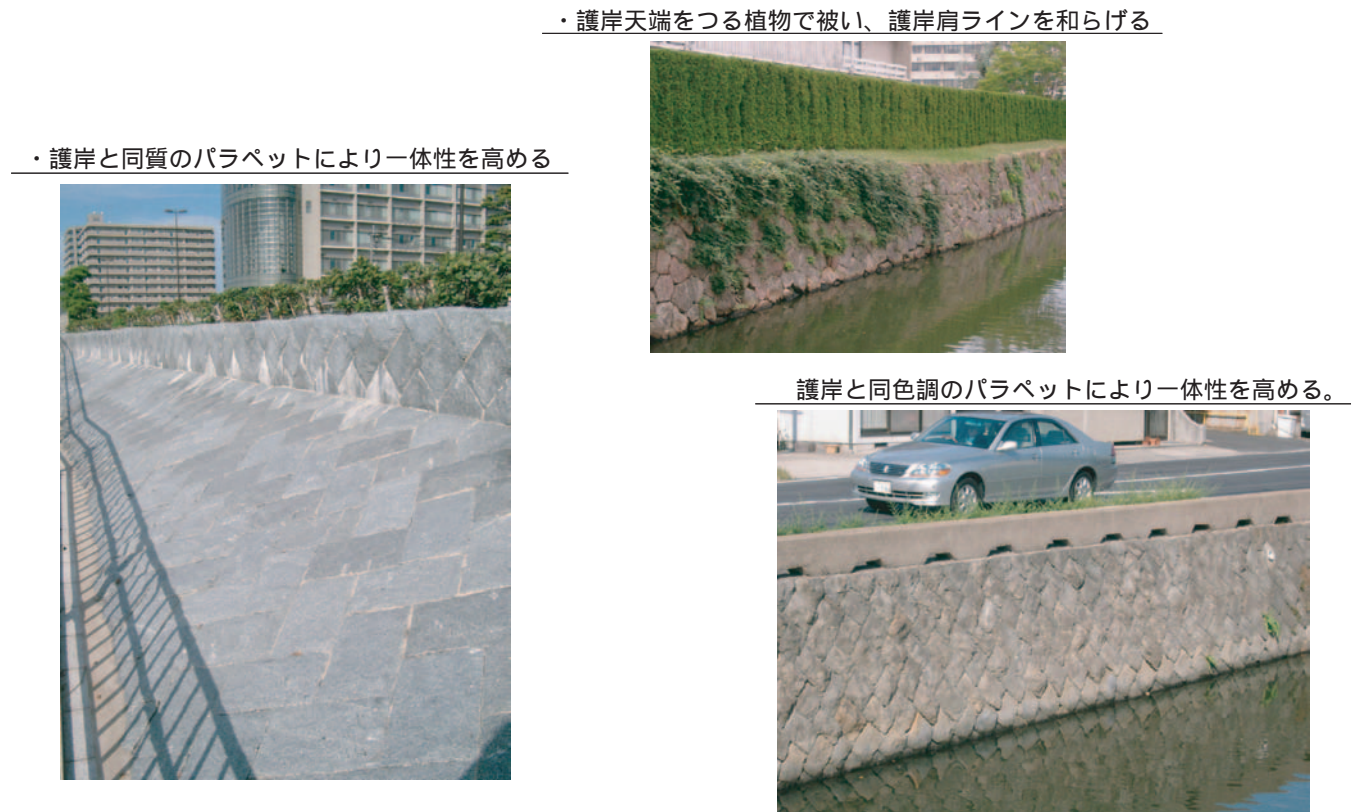
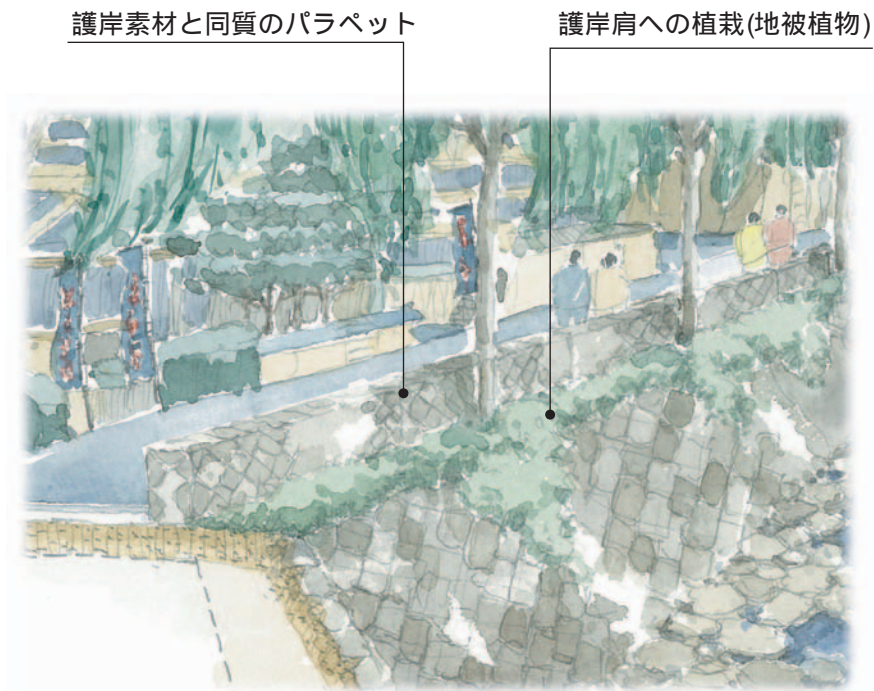
(出典：「大橋川改修事業環境調査一次とりまとめ 要約版」)



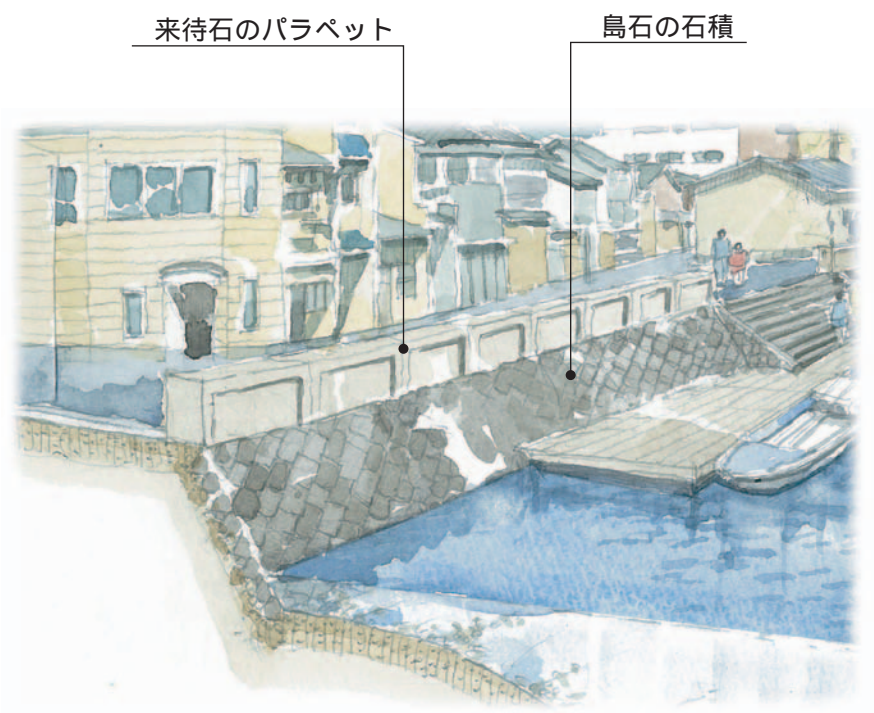
## 4.2 部位別デザイン方針

大橋川沿川の景観形成においては、使用素材も考慮した景観デザインを検討していく必要がある。  
護岸の各部位における素材等の利用例を以下に示す。

(1) 天端部	護岸肩の印象を和らげる景観デザインを考える。	事例写真
---------	------------------------	------



(2) 護岸部	河川景観を印象づける素材の利用を考える。	事例写真
---------	----------------------	------



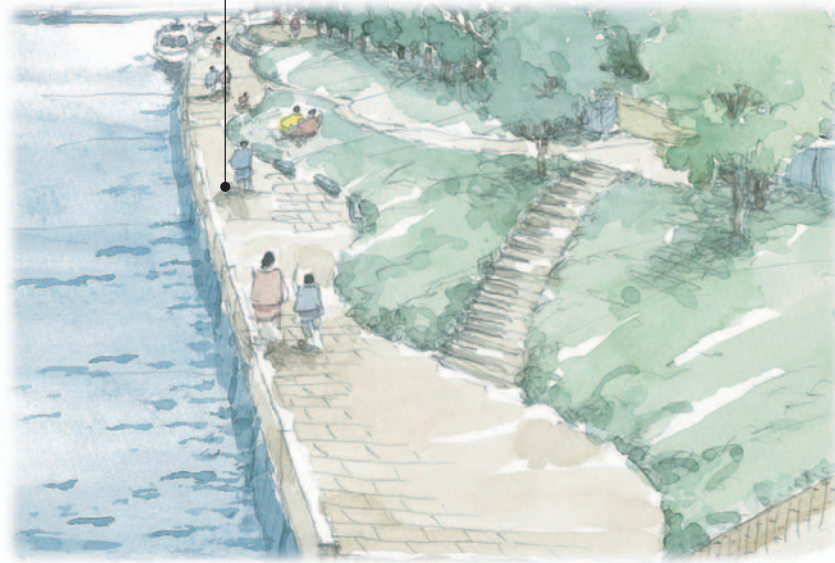


(3) 小段部(水際歩道)

水辺の利用を基本とした、水際を演出する景観デザインを考える。

事例写真

曲線のたまり部にベンチ等を受け、  
水際歩道全体を快適な空間



・単調になりがちな水際ラインを曲線により和らげる



・水際歩道の余裕空間を使い、水辺にいいの場を創出する



・緩傾斜緑化法面は、勾配を変化させ、自然な表情をつくりだす



(4) 階段部

連続する護岸に良好なアクセントとなる配置を考える。

事例写真

護岸と調和し、水際歩道と組合せた階段



・緩傾斜に配置する階段は、袖幅を広くとることにより  
なじみやすくする



・水際歩道がない場合、下部に平場を設けると、趣のある階段となる

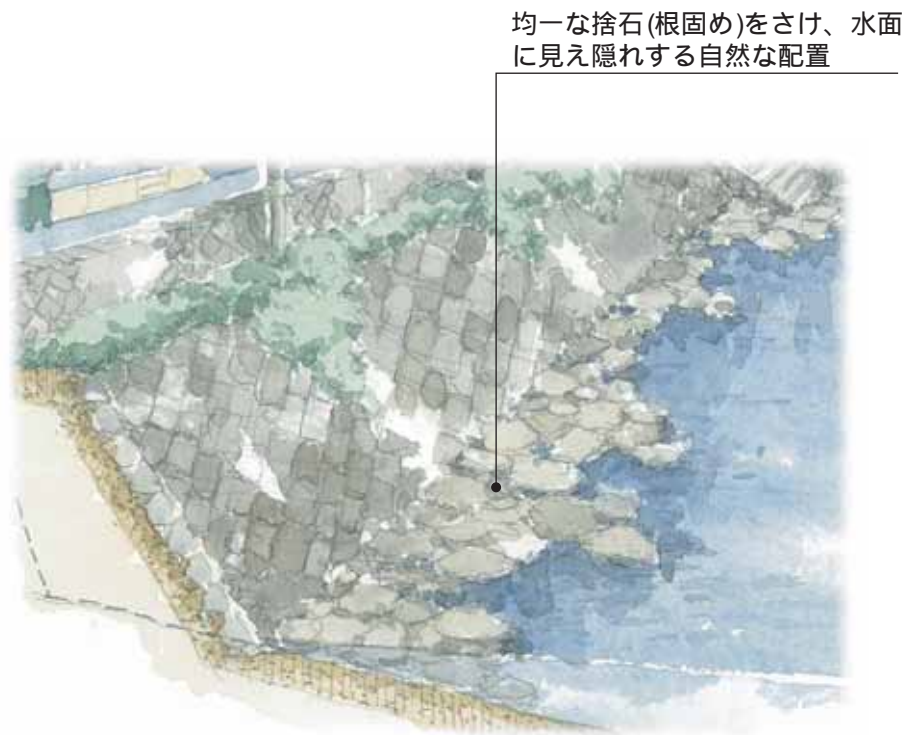


・曲線の階段は、単調な水際ラインのアクセントとなる





(5) 水際部 単調になりがちな水際をぼかし、豊かな水面の表情を生み出すことを考える。 事例写真



・自然石の捨石は、水際の表情を豊かにする



・来待石でつくられた「如泥石」は、消波機能だけでなく、水際への近づきやすさ、景観性を備え、松江らしさを感じさせる素材となる



(6) 植栽 川沿いに残る樹種より、親しみ、彩りのある河川景観の演出を考える。 事例写真



・大橋川沿いの柳並木は親しみのある樹種である



・源助公園に残る桜は、大橋川を彩る代表的な樹種である



・賣布神社周辺の松林は、松江のシンボルとなっている



・点的植栽は、単調な景観のアクセントとなる

